

官報

号外

昭和三十一年四月二十五日

○第二十四回 参議院會議錄第四十号

昭和三十一年四月二十五日(水曜日)午
前十一時三十分開議

議事日程 第四十号

昭和三十一年四月二十五日

午前十時開議

第一 租税特別措置法の一部を改
正する法律案(小林政夫君外五
名発議)

第二 公共企業体職員等共済組合
法案(田中啓一君外二十九名発
議)

第三 国家公務員等の旅費に關す
る法律の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

第四 海岸法案(内閣提出、衆議
院送付)

○議長(松野勘平君) 諸般の報告は、
朗読を省略いたします。

一昨二十三日議長において、左の常任
委員の辞任を許可した。

内閣委員 野本 品吉君
同 西郷吉之助君
同 紅露 みつ君

昭和三十一年四月二十五日 参議院會議錄第四十号 議長の報告

消防団員等公務災害補償責任共済基
金法案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

中小企業振興資金助成法案
地方税法の一部を改正する法律案
国有資産等所在市町村交付金及び納
付金に關する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨
衆議院に通知した。

中小企業振興資金助成法
地方税法の一部を改正する法律
国有資産等所在市町村交付金及び納
付金に關する法律

同日内閣から、左記の者を在外財産問
題審議会委員に任命したので国会法
第三十九条但書の規定により本院の議
決を求める旨の要求書を受領した。

衆議院議員 愛知 揆一
同 大平 正芳
同 古屋 貞雄
同 参議院議員 遠藤 柳作
同 小西 英雄
同 田畑 金光
同 竹下 豐次

同日内閣總理大臣から議長宛、法務省
保護局長福原忠男君(去る二十一日議
長承認のとおり)を第二十四回国会政
府委員に任命した旨の通知書を受領し
た。

昨二十四日議長において、左の常任委
員の辞任を許可した。

内閣委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

菊田 七平君

阿具根 登君

秋山 長造君

阿 三郎君

藤野 繁雄君

石村 幸作君

小笠原三三男君

小林 政夫君

野田 俊作君

江田 三郎君

岡田 宗司君

佐藤 尚武君

野本 品吉君

小幡 治和君

植竹 春彦君

白井 勇君

龜田 得治君

岸 良一君

森田 豊壽君

田畑 金光君

小西 英雄君

横川 信夫君

三浦 辰雄君

内村 清次君

木下 源吾君

柏木 庫治君

斎藤 昇君

平井 太郎君

村上 義一君

北 勝太郎君

相馬 助治君

東 隆君

関税法等の一部を改正する法律案
旅行、あつ、旋業法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

関税法等の一部を改正する法律案
旅行、あつ、旋業法の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、租税特別措置法の一部を改正する法律案(小林政夫君外五名発議)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長岡崎眞一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右の議案を議決する。

昭和三十一年四月十三日

発議者

小林 政夫 山本 米治

青柳 秀夫 岡崎 眞一

木内 四郎 豊田 雅幸

賛成者

前田 久吉 土田国太郎

杉山 昌作 藤野 繁雄

大矢半次郎 岡 三郎

菊田 七平 成瀬 幡治

西川 甚五郎 木村禮八郎

青木 一男
参議院議長松野鶴平殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第七條の六第一項中第十号を第十号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 第六号に規定する加工を行

者の委託を受けた加工を行

に係る物品の擦染加工

第七條の六第三項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第一項第六号に規定する加工を行

合において、当該取引に係る物

品についての擦染加工が他の者

に委託されたものであるとき

は、当該取引による収入金額か

らその委託によりその者に支払

り金額に相当する金額を控除し

た金額

第七條の六第四項中「第九号又は

第十号」を「第十号又は第十一号」

に改め、同条第五項及び第六項中「第

八号」を「第九号」に改め、同条第七

項中「又は輸出業者」を「輸出業者」

に、「整理加工をなした場合」を「整理

加工をなし、又は輸出業者の委託を

受けて物品の加工を行

受けて当該加工に係る物品について

擦染加工をなした場合には、「第八

号」を「第九号」に改める。

第七條の七第三項及び第四項中

「第八号」を「第九号」に改め、同条第

五項中「又は輸出業者」を「輸出業者」

に、「整理加工をなした場合」を「整理

加工をなし、又は輸出業者の委託

を受けて物品の加工を行

受けて当該加工に係る物品につい

て擦染加工をなした場合には、「第八

号」を「第九号」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 この法律施行前に行われた改正

後の租税特別措置法第七條の六第

一項第九号に掲げる取引について

は、なお従前の例による。

〔岡崎眞一君登壇、拍手〕

○岡崎眞一君 ただいま議題となりま

した租税特別措置法の一部を改正する

法律案について、大蔵委員会における

審議の経過並びに結果を御報告申し上

げます。

本案は、小林政夫君ほか五名の発議

にかゝるものであります。現在、わが

国の主要輸出品である絹または人絹の

スカーフ類の擦染加工については、業

者の大部分が輸出商社より直接に注

文を受けず、いわゆる売り込み業者を

通じて注文を受けるという特殊の業態

であります関係上、これらの擦染加工

が生産工程の重要な部分を占めており

ますにもかかわりませず、ほとんどの

業者が輸出所得の特別控除制度の恩典

を受けられない実情であります。本制

度制定の本旨に徴し、従つて今回、青

色申告提出者で、絹または人絹のス

カーフ、マフラー、ハンカチーフ類の

擦染加工による所得にも特別控除の適

用を受け得ることとし、本制度の合理

化をはかるうとするものであります。

なお、本法の施行については、売り

込み業者と擦染加工業者との間で特別

控除額を按分するのでありますから、

税収には何らの影響はございません。

本案の審議の詳細につきましては、

会議録によつて御承知を願いたいと存

じます。質疑を終了し、討論、採決の

結果、全会一致をもつて原案通り可決

すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより本案の採決をいたし

ます。

本案全部を問題に供します。本案に

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め

ます。よつて本案は、全会一致をもつ

て可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、公共

企業体職員等共済組合法案(田中啓一

君外二十九名発議)

日程第三、国家公務員等の旅費に關

する法律の一部を改正する法律案(内

閣提出、衆議院送付)

以上、両案を一括して議題とするこ

とに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認

めます。

まず、委員長の報告を求めます。内

閣委員長青木一男君。

〔審査報告書は都合により追録に

掲載〕

公共企業体職員等共済組合法案

右の議案を議決する。

昭和三十一年四月十三日

発議者

田中 啓一 三浦 義男

岡田 信次 上林 忠次

加賀山之雄 内村 清次

木島 虎藏 植竹 春彦

石井 桂 古池 信三

伊能繁次郎 川村 松助

池田宇右衛門 中川 以良

堀本 鐵三 深水 六郎

野本 品吉 菊川 孝夫

大和 与一 久保 等

平林 剛 永岡 光治

山下 義信 片岡 文重

山田 節男 松浦 清一

田畑 金光	棚橋 小虎	松澤 兼人	千葉 恒	賛成者	西川 弥平治	雨森 常夫	寺尾 豊	平井 太郎	劍木 亨弘	新谷 寅三郎	早川 慎一	村上 義一	森田 義衛	赤松 常子	秋山 長造	阿具 根登	東 隆	安部 キミ子	天田 勝正	荒木 正三郎	海野 三朗	江田 三郎	大倉 精一	岡 三郎	岡田 宗司	小笠原 三男	加瀬 完	加藤 シヅエ	上條 愛一	龜田 得治	河合 義一	木下 源吾	清澤 俊英	栗山 良夫	小酒井 義男	小林 孝平	小林 亦治	小松 正雄	近藤 信一	佐多 忠隆	重盛 壽治	相馬 助治	曾祿 益	高田 なほ子	竹中 勝男	田中 一	戸叶 武	中田 吉雄	永井 純一郎	成瀬 幡治	野蔭 勝	羽生 三七	藤田 進	藤原 道子	松本 治一郎	三木 治朗	三橋 八次郎	三輪 貞治	村尾 重雄	森崎 隆	森下 政一	矢嶋 三義
-------	-------	-------	------	-----	--------	-------	------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	--------	-------	--------	-------	-------	-------	------	-------	--------	------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	--------	-------	------	------	-------	--------	-------	------	-------	------	-------	--------	-------	--------	-------	-------	------	-------	-------

山口 重彦 山本 経勝
湯山 勇 吉田 法晴
若木 勝蔵 堀 眞琴
参議院議長松野鶴平殿

公共企業体職員等共済組合法
目次
第一章 総則(第一条—第九条)
第二章 運営審議会(第十条—第十一條)
第三章 組合員(第十二条—第十五條)
第四章 給付
第一節 通則(第十六条—第三十條)
第二節 短期給付(第三十一條—第四十七條)
第三節 長期給付(第四十八條—第六十二條)
第五章 福祉事業(第六十三條)
第六章 掛金及び負担金(第六十四條—第六十六條)
第七章 審査会(第六十七條—第七十一條)
第八章 会計(第七十二條—第七十六條)
第九章 雑則(第七十七條—第八十七條)
第十章 罰則(第八十八條—第八十九條)
附則

第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、公共企業体の職員等の福利厚生を図るため、公共企業体の職員等の共済組合の組織及び業務に関する事項を定め、もつて公共企業体の円滑な企業経営に資することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「公共企業体」とは、次に掲げるものをいふ。
一 日本専売公社
二 日本国有鉄道
三 日本電信電話公社
2 この法律において「総裁」、「副総裁」、「理事」、「役員及び職員」とは、それぞれ日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)又は日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)に規定する総裁、副総裁、理事、役員及び職員をいふ。
(組合の設置、名称等)
第三条 各公共企業体ごとに、それぞれ共済組合(以下「組合」といふ)を設け、日本専売公社に設けられるものを専売共済組合、日本国有鉄道に設けられるものを国鉄共済組合、日本電信電話公社に設

けられるものを日本電信電話公社共済組合と称する。
2 組合は、法人とする。
(組合の管理)
第四条 総裁は、組合を代表し、組合の業務を執行する。
2 副総裁は、総裁を補佐して組合の業務を執行し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。
3 理事は、総裁及び副総裁を補佐して組合の業務を執行し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。
第五条 総裁は、組合員のうちから、組合の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。
第六条 総裁は、組合の業務を執行するに必要な運営規則を定めるものとする。
2 前項の運営規則は、主務大臣の認可を受けなければその効力を生じない。
3 運営規則には、別に定めるもののほか、次に掲げる事項を規定するものとする。
一 組合員に関する事項
二 掛金に関する事項
三 資産の管理その他財務に関する事項

四 運営審議会及び審査会に関する事項
五 組合の業務を執行する権限の一部を委任する場合においては、その委任に関する事項
六 その他組合の業務執行に関し必要な事項
(組合の住所)
第七条 組合は、主たる事務所を東京都に置く。
2 組合は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。
(非課税)
第八条 組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職年金、減額退職年金、退職一時金及び休業手当金以外の給付については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。
(無料証明)
第九条 組合又はこの法律に基づいて給付を受けるべき者は、その行方給付又はその受ける給付に関し必要な範囲内において、国、市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百八十一条第二項の特別区にあつては、区長)又はその代理者に対し、無料で証明を求めることができる。

第二章 運営審議会

(運営審議会)

第十条 組合の業務の適正な運営を図るため、組合に運営審議会を置く。

2 運営審議会は、十人以内の委員をもつて組織する。

3 委員は、組合員のうちから、総裁が任命する。

4 総裁は、前項の規定により委員を任命する場合においては、一部の者の利益に偏することのないように、相当の注意を払わなければならない。

第十一条 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。

一 運営規則のうち第六条第三項第一号から第四号までに掲げる事項に関する部分の制定及び改廃

二 組合の毎事業年度の予算及び決算

三 重要な財産の処分又は重大な義務の負担

2 前項に定める事項のほか、運営審議会は、総裁の諮問に応じて組合の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき総裁に建議することができる。

第三章 組合員

(役職員)

第十二条 役員及び職員(臨時に使用される者を除く。以下同じ。)(以下「役職員」という。は、すべて組合員とする。

2 役職員となつた者は、役職員となつた日から組合員の資格を取得する。

(役職員以外の者)

第十三条 役職員以外の公共企業体を使用される者及び組合に使用される者で運営規則の定めるものは、運営規則の定めるところにより、組合員となる。

(組合員の資格の喪失)

第十四条 組合員は、次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 役職員及び前条の規定による運営規則の定める者でなくなつたとき。

(組合員期間)

第十五条 組合員である期間(以下「組合員期間」という。は、組合員の資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪失した日の前日の属する月をもつて終るものとする。

第四章 給付

第一節 通則

(組合の給付)

第十六条 組合は、この法律の定めるところにより、組合員の病氣、負傷、分岐、死亡、災害若しくは

休業又は被扶養者の病氣、負傷、分岐若しくは死亡に關し第二節に規定する短期給付を、組合員の退職(第十四条第二号に規定する事由をいう。以下同じ。)、廃疾又は死亡に關し第三節に規定する長期給付を行う。

(給付額の算定方法)

第十七条 給付額の算定の基準となるべき給付は、給付事由が発生した当時(給付事由が退職後に発生したものにあつては、退職当時)の掛金の標準となつた俸給、俸給に準ずるもの又は仮定俸給とし、その十二倍に相当する金額をもつて俸給年額、その三十分の一(第三十一条第十一号から第十三号までに掲げる給付にあつては、二十五分の一)に相当する金額をもつて俸給月額とする。

2 給付額に円位未満の端数を生じたときは、これを円位に満たしめる。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第十八条 遺族年金及び遺族一時金以外の給付を受ける権利を有する組合員又は組合員であつた者が死亡した場合において、その者が支給を受けるべき給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、第二十五条から第二十七条までの規定に準じて、これをその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がな

いときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 遺族年金及び遺族一時金を受け権利を有する組合員であつた者の遺族が死亡した場合において、当該遺族が支給を受けることができた給付で当該遺族が支払を受けた給付がなかつたものがあるときは、第二十五条から第二十七条までの規定に準じて、これを当該遺族以外の当該組合員であつた者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

(給付金からの控除)

第十九条 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者に支給すべき給付金(家族埋葬料に係るものを除く。又はその者の遺族に支給すべき給付金(埋葬料に係るものを除く。))があり、かつ、その者が組合員に對して支払うべき金額があるときは、給付金からこれを控除する。

(給付の制限)

第二十条 この法律に基く給付を受けるべき者が故意に給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る給付は、その全部又は一部を行わないことができる。その者が懲戒処分を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときも、同様とする。

第二十一条 組合員若しくは組合員であつた者又はその被扶養者が正当な理由がなくて療養に關する指揮に従わなかつたことにより、又は重大な過失により事故が発生させたときは、その者に係る短期給付又は療養年金若しくは療養一時金である長期給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第二十二条 組合は、この法律に基く給付の支給に關し必要があると認めるときは、その支給に係る者につき診断を行うことができる。

2 正当な理由がなくて前項の診断を拒否したときは、その者に係るこの法律に基く給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第二十三条 遺族年金又は遺族一時金の支給を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は遺族年金若しくは遺族一時金の支給を受ける者を故意に死に至せさせたときは、その者については、その受けべき給付を支給しない。この場合において、遺族年金又は遺族一時金を受けるべき同順位者がなく後順位者があつたときは、その者にこれを支給する。

(被扶養者)

第二十四条 この章において「被扶養者」とは、組合員の直系尊属、配偶者(届出をしないが事実上婚

網関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子及び組合員と同一の世帯に属する者で、主としてその収入により生計を維持するものとする。

(遺族)

第二十五条 この法律において「遺族」とは、組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻以外の者にあつては、次に掲げる要件に該当する場合に限るものとする。

一 夫、父母又は祖父母については、五十五歳以上であるか、又は別表第四若しくは別表第五に掲げる程度の療疾の状態にあつて生活資料を得るみちがないこと。

二 子又は孫については、十八歳未満でまだ婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）していないか、又は別表第四若しくは別表第五に掲げる程度の療疾の状態にあつて生活資料を得るみちがないこと。

2 組合員又は組合員であつた者の死亡当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とみなす。

た者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者としてみなす。

(遺族の順位)

第二十六条 給付を受けるべき遺族の順位は、前条第一項に掲げる順序とする。

2 前項の場合において、父母については、養父母を先にして実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にして実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にして父母の実父母を後にする。

8 先順位者となることができる者が後順位者より、又は同順位者となることができる者がその他の同順位者である者より後に生ずるに至つたときは、前二項の規定はその時から適用する。

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

第二十七条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

2 前項の規定により年金である給付を等分して受ける同順位者のうち、その権利を失つた者があるときは、残りの同順位者の人数によつてその年金を等分して支給する。

(時効)

第二十八条 この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由が発生した日から年金である給付については五年間、その他の給付については二年間行われないときは、時効により消滅する。

2 前項の時効は、この法律の規定により給付の支給を停止する期間は、進行しない。

(給付を受ける権利の保護)

第二十九条 この法律に基く給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、国民金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

(損害賠償の請求権)

第三十条 組合は、給付事由が第三者の行為によつて発生したときは、当該給付事由に対して行つべき給付の額の限度で、給付を受ける権利を有する者（給付事由が組合員の被扶養者について発生した場合にあつては、当該被扶養者を含む。以下次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、給付を受ける権利を有する者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その額の限度で、給付を行つて免かれる。

額の限度で、給付を行つて免かれる。

第二節 短期給付

(短期給付の種類)

第三十一条 この法律による短期給付は、次の通りとする。

- 一 療養及び療養費
- 二 家族療養費
- 三 分娩費
- 四 配偶者分娩費
- 五 哺育手当金
- 六 埋葬料
- 七 家族埋葬料
- 八 弔慰金
- 九 家族弔慰金
- 十 災害見舞金
- 十一 傷病手当金
- 十二 出産手当金
- 十三 休業手当金

(療養)

第三十二条 組合員が業務によらないで病氣にかかり、又は負傷したときは、組合は、次に掲げる療養を行う。

- 一 診療
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

2 前項第五号及び第六号の療養は、組合が必要と認めた場合に限る。行ふものとする。

(療養及び療養費)

第三十三条 組合員が前条第一項第一号から第四号までの療養を受けようとするときは、次の各号に定めるところによる。

一 組合の経営する医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、その費用を負担する。

二 公共企業体の経営する医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、当該医療機関にその費用を支払ふ。

三 組合員の療養について組合が契約している医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ六の規定に基き厚生大臣の定める基準（以下この条において「厚生大臣の定める基準」という。）を参酌して運営規則で定める基準の範囲内で当該医療機関にその費用を支払ふ。ただし、組合は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額を組合員に支払わせることができる。

四 保険医又は保険薬剤師（健康保険法第四十三条ノ三の規定によつて指定された保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。）か

らこれを受けることができる。

この場合において、組合は、厚生大臣の定める基準によつて、当該保険医又は保険薬剤師にその費用を支払ふ。ただし、組合員は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額を支払ふなければならない。

2

組合は、療養を行ふことが困難であると認めるとき、又は組合員が緊急その他やむを得ない事情により前項各号に規定する医療機関以外の医師、歯科医師、薬剤師又はその他の医療機関から診療又は手当を受けた場合において、組合が必要と認めるときは、療養の給付に代えて、療養費として、厚生大臣の定める基準の範囲内で、その費用を組合員に支給することができる。ただし、組合員は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額については、その支給を受けることができない。

3

組合員が保険医又は保険薬剤師から前条第一項第一号から第四号までの療養を受け、その費用を直接保険医又は保険薬剤師に支払つたときは、組合は、保険医又は保険薬剤師に対する支払に代えて、療養費として第一項第四号の規定に従つて計算した費用を組合員に支給するものとする。

(家族療養費)

第三十四条 被扶養者が第三十二条第一項第一号から第四号までの療

養を受けようとするときは、前条の規定に準じ、任意の医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、同条

(同条第一項第三号ただし書及び第四号ただし書並びに同条第二項ただし書を除く)の規定に従つて負担し、支払い、又は支給しなければならない。又は支給しなければならぬ。

2

第三十二条第二項の規定は、被扶養者が同条第一項第五号及び第六号の療養を受けようとする場合に準用する。この場合において、組合は、組合員がその療養を受ける場合において組合が負担し、支払い、又は支給すべき金額の半額を負担し、支払い、又は支給しなければならない。

(保険医又は保険薬剤師の療養担当)

第三十五条

保険医又は保険薬剤師は、健康保険法の規定に従つて組合員及び被扶養者の療養を行なうなければならない。

(給付の支給期間)

第三十六条 療養並びに療養費及び家族療養費の支給は、同一人に係る同一の病状又は負傷及びこれら

により発生した病状については、これらの給付(国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九

号)の規定によるこれらの給付に相当するものを含む)の支給開始後三年を経過したとき以後は行わない。

2

組合員がその資格を喪失した際、療養又は療養費若しくは家族療養費を受けているときは、組合員として受けることができる期間、継続してこれを支給する。ただし、その期間内に他の組合の組合員(他の法律に基く共済組合の組合員及び健康保険法の規定による健康保険又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による船員保険(以下「船員保険」という)の被保険者で組合員でないものを含む。以下この節において同じ)の資格を取得したときは、その日以後は、この限りでない。

(分給費及び配偶者分給費)

第三十七条 組合員が分給したときは、分給費として俸給の一分分に相当する金額を支給する。

2

組合員であつた者がその資格喪失後六月以内に分給したときも、また、前項と同様とする。ただし、資格喪失後分給するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合は、分給費を支給しない。

3

被扶養者である配偶者(前項本文の規定の適用を受ける者を除く)が分給したときは、配偶者分給費として俸給の半月分に相当する金額を支給する。

2

前条第二項の規定は、哺育手当金の支給に準用する。

3

組合員がその資格を喪失した際、哺育手当金を受けているときは、組合員として受けることができる期間、継続してこれを支給する。

4

前三項の規定による哺育手当金は、分給したときに前金払をすることができ。

焼費として俸給の半月分に相当する金額を支給する。

(哺育手当金)

第三十八条

組合員又は被扶養者である配偶者(次項において準用する前条第二項本文の規定の適用を受ける者を除く)が分給し、かつ、哺育する場合においては、哺育手当金として分給の日から引き続き六月間哺育している期間一月につき四百円を支給する。ただし、その期間が一月に満たないときは、これを一月とする。

2

前条第二項の規定は、哺育手当金の支給に準用する。

3

組合員がその資格を喪失した際、哺育手当金を受けているときは、組合員として受けることができる期間、継続してこれを支給する。

4

前三項の規定による哺育手当金は、分給したときに前金払をすることができ。

(埋葬料及び家族埋葬料)

第三十九条

組合員が業務によらな

2

前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がいないときは、埋葬を行つた者に対し、同項に規定

する金額の範囲内で、埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

3 被扶養者(次条第一項の規定の適用を受ける者を除く)が死亡したときは、家族埋葬料として第一項に規定する金額の二分の一に相当する金額を支給する。

第四十条

第三十六条第二項の規定により給付を受ける者が死亡したとき、同項の規定により給付を受けた者がその給付を受けなくなつた日以後三月以内に死亡したとき、又は組合員であつた者がその資格を喪失した日以後三月以内に死亡したときは、前条第一項及び第二項の規定に準じて埋葬料を支給する。

2

第三十六条第二項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(日雇労働者健康保険法による給付との調整)

第四十一条 家族療養費、配偶者分給費又は家族埋葬料は、同一の病状、負傷、分給又は死亡に關し、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の規定により療養の給付又は分給費若しくは埋葬料の支給があつたときは、その限度において、支給しない。

(弔慰金及び家族弔慰金)

第四十二条

組合員又はその被扶養者が水災火災その他の非常災害に

より死亡したときは、組合員に
いては俸給の一月分に相当する金
額の弔慰金をその遺族に、被扶養
者については俸給の半月分に相当
する金額の家族弔慰金を支給す
る。

(災害見舞金)

第四十三条 組合員が前条に規定す
る非常災害によりその住居又は家
財に損害を受けたときは、別表第
一に掲げる損害の程度に応じて、
俸給に、同表に定める月数に乗じ
て得た金額を災害見舞金として支
給する。

(傷病手当金)

第四十四条 組合員が業務によらな
いで病氣にかかり、又は負傷し、
療養のため引き続き勤務に服する
ことができないときは、傷病手当
金として、勤務に服することがで
きなくなつた日から、その後にお
ける勤務に服することができない
期間一日につき俸給日額の十分の
八に相当する金額を支給する。

2 組合員で被扶養者のないものが
入院した場合において支給すべき
傷病手当金は、前項の規定にかか
わらず、俸給日額の十分の六に相
当する金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、同一
の病氣又は負傷及びこれらにより
発生した病氣に関しては、その支

給を始めた日から起算し六月間と
する。

4 結核性の病氣に関しては、前項の
期間をこえて通じて三年に至るまで
の療養のため勤務に服することが
できなかった期間について、継続
して傷病手当金を支給する。

5 第三十六条第二項の規定は、前
二項の場合に準用する。

6 第三項若しくは第四項又は前項
において準用する第三十六条第二
項の場合において、傷病手当金の
支給期間中に療養の期間又は療養
費の支給期間が経過したときは、
当該傷病手当金の支給期間は、こ
れらの規定にかかわらず、当該傷
病手当金の支給を始めた日から当
該療養の期間又は療養費の支給期
間が経過した日の前日までの期間
とする。

(出産手当金)

第四十五条 組合員が分娩したとき
は、出産手当金として、分娩の日
前四十二日、分娩の日以後四十二
日以内において勤務に服すること
ができなかつた期間一日につき俸
給日額の十分の八に相当する金額
を支給する。組合員であつた者が
組合員の資格喪失後六月以内に分
娩したときも、同様とする。

2 前条第二項の規定は、出産手当
金の支給に準用する。

3 組合員がその資格を喪失した
際、出産手当金を受けているとき

は、その給付は、第一項の規定に
よる期間内は、引き続き支給す
る。ただし、その期間内に他の組
合の組合員の資格を取得したとき
は、その日以後は、この限りでな
い。

4 出産手当金を支給するときは、
その期間、傷病手当金は支給しな
い。

(休業手当金)

第四十六条 組合員が次の各号の一
の事由により欠勤したときは、休
業手当金としてその期間（第二号
から第四号までの各号について
は、当該各号に掲げる期間内にお
いてその欠勤した期間）一日につ
き俸給日額の十分の六に相当する
金額を支給する。ただし、傷病手
当金又は出産手当金を支給する
ときは、その期間、休業手当金は支
給しない。

一 被扶養者の病氣又は負傷
二 組合員の配偶者の分娩 十四
日

三 組合員の業務によらない不慮
の災害又は被扶養者に係る不慮
の災害 五日

四 組合員の婚姻、配偶者の死亡
又は二親等内の血族若しくは一
親等の姻族で主として組合員の
収入により生計を維持するもの
若しくはその他の被扶養者の婚
姻若しくは葬祭 七日

五 前各号に掲げるもののほか、
運営規則で定める事由
(俸給等との調整)

第四十七条 傷病手当金、出産手当
金又は休業手当金は、その支給期
間に係る俸給又は俸給に準ずるも
のの全部又は一部を受けるとき
は、その受ける金額の限度におい
て、その全部又は一部を支給しな
い。

第三節 長期給付

(長期給付の種類)

第四十八条 この法律による長期給
付は、次の通りとする。

- 一 退職年金
- 二 減額退職年金
- 三 退職一時金
- 四 廃疾年金
- 五 廃疾一時金
- 六 遺族年金
- 七 遺族一時金

(年金の支給の始期及び終期)

第四十九条 年金である給付は、そ
の給付事由が発生した月の翌月か
らその事由のなくなつた月まで支
給する。

2 年金の支給については、月割計
算とし、毎年三月、六月、九月及
び十二月において、その前月分ま
でを支給する。ただし、年金の給付
事由がなくなつたとき、又はその
支給を停止したとき、若しくはこ
れを受ける権利が消滅したとき

は、支給期月にかかわらず、その
時までの分を支給する。

(退職年金)

第五十条 組合員期間二十年以上の
者が退職したときは、その者の死
亡に至るまで退職年金を支給す
る。ただし、五十五歳に達するま
ではその支給を停止する。

2 退職年金の年額は、組合員期間
二十年以上二十一年未満に対し、
俸給年額の百分の四十に相当する
金額とし、組合員期間二十年以上
一年を増すごとにその一年につき
俸給年額の百分の一・五に相当す
る金額を加算する。

第五十一条 退職年金を受ける権利
を有する者が別表第四に掲げる程
度の廃疾の状態になつたときは、
その者には前条第一項ただし書の
規定を適用しない。ただし、その
者が別表第四に掲げる程度の廃疾
の状態に該当しなくなつたとき
は、この限りでない。

2 前項本文の場合において、廃疾
の状態になつたことにつき第二十
一条に該当する事由があるときは
は、その者が五十五歳に達するま
では、当該退職年金の年額を減
じ、又はこれを支給しないことが
できる。

第五十二条 退職年金を受ける権利
を有する者が公共企業体の経営上
やむを得ない事由により退職し、

次の各号の一に該当する者であるときは、第五十条第一項ただし書の規定の適用については、同ただし書中「五十五歳」とあるのは、「五十歳」と読み替えるものとす。ただし、前条の規定の適用を受ける者については、この限りでない。

- 一 別表第二に掲げる職に二十年以上従事した者
- 二 退職の時まで引き続き十年以上別表第二に掲げる職に従事した者

2 前項の規定により、五十五歳未満で退職年金を受けることができる者に対する退職年金の年額は、その者が五十五歳に達するまでは、その額からその額の十分の三に相当する金額を減じた額とする。

(減額退職年金)

第五十二条 退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳に達する前に年金である給付を受けることを希望するときは、その者の死亡に至るまで減額退職年金を支給する。この場合においては、当該退職年金は支給しない。

2 減額退職年金の年額は、第五十条第二項の規定により算定した退職年金の年額から、その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始

する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じた額とする。

(退職一時金)

第五十四条 組合員期間一年以上二十年未満の者が退職したときは、退職一時金を支給する。

- 2 退職一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額とする。

(廃疾年金)

第五十五条 組合員となつて二年以上経過した後に業務によらないで病氣にかかり、又は負傷した者がその病氣若しくは負傷又はこれらにより発生した病氣のため退職した場合において、その退職の時(第三十六条第二項の規定により組合員の資格を喪失した後に継続して療養又は療養費を受けている場合においては、これを受けることができる期間内におつた時又ははなおらないがその期間を経過した時、以下第五十七条において同じ。)に別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その者の死亡に至るまで廃疾年金を支給する。

- 2 廃疾年金の年額は、次に掲げる金額とする。
 - 一 廃疾の程度が別表第四に定めるところに該当する場合にあつては、俸給年額の百分の六十に相当する金額
 - 二 廃疾の程度が別表第四に定めるところに該当する場合にあつては、俸給年額の百分の四十五に相当する金額
 - 三 廃疾の程度が別表第四に定めるところに該当する場合にあつては、俸給年額の百分の三十五に相当する金額

は、俸給年額の百分の六十に相当する金額

- 二 廃疾の程度が別表第四に定めるところに該当する場合にあつては、俸給年額の百分の四十五に相当する金額
- 三 廃疾の程度が別表第四に定めるところに該当する場合にあつては、俸給年額の百分の三十五に相当する金額

3 一の組合員期間につき廃疾年金と退職年金又は減額退職年金とを併給すべきときは、当該給付を受ける者に有利ないずれか一の給付を行うものとする。

4 前項の場合において、同項の規定により支給する廃疾年金が次条第一項の規定による年額の改正のあつたため前項の規定により支給しなくなつていた退職年金若しくは減額退職年金より不利となつたとき、又は同条第二項の規定により支給されなくなつたときは、前項の規定により支給しなくなつていた退職年金又は減額退職年金を支給するものとする。ただし、第五十条第一項ただし書の規定の適用を妨げない。

5 廃疾年金を受ける権利を有する者には、当該廃疾年金に係る組合員期間と同一の組合員期間については、退職一時金は支給しない。

(廃疾年金の年額の改定及び失権)
第五十六条 廃疾年金を受ける権利を有する者の廃疾の程度が軽減したときは、別表第四に定める廃疾の程度に応じて、その廃疾年金の年額を改定する。

2 廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第四に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつたとき以後は、その廃疾年金は支給しない。

3 組合員期間二十年未満で廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定により廃疾年金の支給を受けなくなり、又は死亡した場合において、すでに支給を受けた廃疾年金の総額が、その者が組合員の資格を喪失した際受けるべきであつた退職一時金と俸給の十二月分との合算額に満たないときは、その者又はその遺族にその差額に相当する金額を支給する。

(廃疾一時金)

第五十七条 組合員期間二十年未満の者が業務によらないで病氣にかかり、又は負傷したものがその病氣若しくは負傷又はこれらにより発生した病氣のため退職した場合において、その退職の時に別表第五に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その者に廃疾一時金を支給する。

2 組合員期間二十年未満の者が組合員となつた後二年を経過しない間に業務によらないで病氣にかかり、又は負傷したものがその病氣若しくは負傷又はこれらにより発生した病氣のため退職した場合において、その退職の時に別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にあるときも、また、前項と同様とする。

3 廃疾一時金の額は、俸給の十二月分とする。

(遺族年金)

第五十八条 組合員期間二十年以上の者が死亡したときは、その者の遺族に遺族年金を支給する。

2 遺族年金の年額は、次に掲げる金額とする。

- 一 組合員が死亡した場合にあつては、当該死亡を退職とみなして第五十条第二項の規定により算定した退職年金の年額の二分の一に相当する金額
- 二 退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合にあつては、当該退職年金の年額の二分の一に相当する金額

三 減額退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合にあつては、当該減額退職年金の年額の算定の基礎となつた退職年金の年額の二分の一に相当する金額

四 廃疾年金を受ける権利を有する者が死亡した場合にあつては、その者に退職年金が支給されたときとの退職年金の年額の二分の一に相当する金額(遺族一時金)

第五十九条 組合員期間一年以上十年未満の組合員が死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

2 遺族一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に応じて別表第三に定める日数を乗じて得た金額とする。

(遺族年金の失権)

第六十条 遺族年金を受ける権利を有する者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻したとき。
- 三 三親等内の親族以外の者の養子となつたとき。

四 子又は孫(別表第四又は別表第五に掲げる程度の廃疾の状態にあつて生活資料を得るみちがない者を除く。)が十八歳に達したとき。

五 別表第四又は別表第五に掲げる程度の廃疾の状態にあつて、生活資料を得るみちがないため遺族年金を受けていた者につ

き、その事情がなくなつたとき。

2 前項の場合において、遺族年金を受けるべき同順位者がなくて後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

第六十一条 遺族年金を受ける権利を有する者が一年以上所在不明である場合において、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請により、所在不明中その者の受けるべき遺族年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

(役員に関する特例)

第六十二条 長期給付に関する規定は、役員については適用しない。

2 役員でない組合員が役員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、退職とみなす。ただし、役員である間は、年金である給付は支給しない。

第五章 福祉事業

(福祉事業)

第六十三条 組合は、前章に規定する給付を行うほか、組合員の福祉を増進するため、次に掲げる福利

及び厚生に関する事業を行うことができる。

一 組合員の保健、保養又は教養に資する施設の経営

二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付

三 組合員の貯金の受入又はその運用

四 組合員の臨時の支出に対する貸付

五 組合員の需要する生活必需品の買入又は売却

六 その他組合員の福祉を増進するために必要な事業で運営規則で定めるもの

2 前項に規定する事業に要する費用に充てることができる額は、短期給付に要する費用の九十五分の五に相当する金額をこえてはならない。

第六章 掛金及び負担金

(掛金)

第六十四条 組合員は、組合の給付及び福祉事業に要する費用に充てるため、掛金を負担する。

2 前項の掛金は、組合員の俸給(第十三条の規定による組合員については俸給に準ずるもの、運営規則で定める組合員については運営規則で定める仮定俸給)を標準として算定するものとし、その俸給と掛金との割合は、運営規則で定める。

3 掛金額に円位未満の端数を生じたときは、五十銭未満は切り捨て、五十銭以上は円位に切り上げる。

(掛金等の給付からの控除)

第六十五条 組合員の給付支給機関は、毎月俸給(第十三条の規定による組合員については俸給に準ずるもの、以下この条において同じ。)を支給する際、組合員(前条第二項の運営規則で定める組合員を除く。以下この項において同じ。)の俸給から掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代つて組合に払い込まなければならない。

2 組合員の給付支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額があるときは、俸給その他の給付を支給する際、組合員の俸給その他の給付から当該金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代つて組合に払い込まなければならない。前条第二項の運営規則で定める組合員の掛金についても、また、同様とする。

(負担金)

第六十六条 公共企業体は、次に掲げる金額を負担し、その金額を毎月末日までに組合に払い込まなければならない。

- 一 短期給付に要する費用(公共企業体等労働関係法(昭和二十

三年法律第二百五十七号)第七條に規定する専従職員である組合員(以下この条において「専従職員」という。)及び組合に使用される組合員に係るものを除く。)の百分の五十に相当する金額

二 長期給付に要する費用(専従職員及び組合に使用される組合員に係るものを除く。)の百分の五十五に相当する金額

三 福祉事業に要する費用(専従職員及び組合に使用される組合員に係るものを除く。)に充てる額の百分の五十に相当する金額

四 組合の事務(福祉事業に係る事務を除く。)に要する費用の全額

2 前項第四号の規定により公共企業体の負担する金額は、公共企業体の予算をもつて定める。

3 公共企業体等労働関係法に規定する労働組合で職員が組織するものは、次に掲げる金額を負担し、その金額を毎月末日までに組合に払い込まなければならない。

一 専従職員に係る短期給付に要する費用の百分の五十に相当する金額

二 専従職員に係る長期給付に要する費用の百分の五十五に相当する金額

三 専従職員に係る福祉事業に要する費用に充てる額の百分の五十に相当する金額

4 公共企業体又は前項に規定する労働組合は、第一項又は前項の規定により組合に負担金を支払う場合においては、概算払をすることが出来る。この場合においては、当該事業年度末において精算するものとする。

第七章 審査会

(審査会)

第六十七條 給付に関する決定又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に対する異議を審査するため、組合に審査会を置く。

2 審査会は、委員九人をもつて組織する。

3 委員は、組合員を代表する者、公共企業体を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、総裁が委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第六十八條 審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、審査会において、公益を代表する委員のうちから会長の職務を代理する者を選挙する。

第六十九條 審査会は、会長が招集

し、その議事は、会長以外の出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 審査会は、組合員を代表する委員、公共企業体を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少くとも一人以上出席しなければ会議を開き、及び議決することができない。

(審査)

第七十條 給付に関する決定又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に対し異議のある者は、その決定又は徴収の通知のあつた日から起算して六十日以内に、文書又は口頭で、審査会に対して審査の請求をすることが出来る。

2 前項の規定による請求があつたときは、会長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならない。

3 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査を請求した者若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じ、又は医師に診断若しくは検査をさせることができる。

4 関係人及び証人は、審査会の会議に出席して意見を述べることが出来る。

5 審査会は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に決定

を行い、決定の日から起算して七日以内に、文書で、組合及び審査を請求した者に対して、これを通知しなければならない。

6 第一項の規定による給付に関する決定に対する審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(審査会に關する事項の政令への委任)

第七十一條 審査会の委員並びに前条第三項の規定により出頭を命じた関係人及び同項の規定により診断又は検査をさせた医師の報酬及び旅費その他審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

第八章 會計

(事業年度)

第七十二條 組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(経理)

第七十三條 組合の會計に關しては、財産の増減及び異動をその発生の事実に基づいて経理するものとする。

2 組合は、責任準備金のうち、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による保険給付を行うとしたならば必要であるべき責任準備金の額に相当する部分を他の部分と区分して経理するものと

し、その運用については、主務大臣が大蔵大臣と協議して定めるところによらなければならない。

(予算)

第七十四條 組合は、毎事業年度、予算を作成し、事業年度開始前に主務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

2 組合は、予算に重要な変更を加えようとするときは、そのつど、主務大臣の認可を受けなければならない。

(決算)

第七十五條 組合は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日まで

2 組合は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という)を作成し、決算完結後一月以内に主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の規定により主務大臣の承認を受けたときは、その財務諸表の写を組合員の閲覧に供しなければならない。

(會計等に關する事項の省令への委任)

第七十六條 この章に規定するもののほか、組合の會計及び資産の運用その他財務に關して必要な事項は、主務省令で定める。

第九章 雜則

(船員である組合員に關する特例)

第七十七條 船員保険の被保険者(以下「船員」という)である組合員の船員であつた期間(船員である組合員であつた期間を含む。以下同じ)の計算については、船員保険法の定めるところによる。

2 船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する長期給付の支給については、船員であつた期間は、その期間に三分の四を乗じて得た期間を組合員であつた期間とみなす。ただし、当該三分の四を乗じて得た期間(船員でない組合員であつた期間があるときは、その期間を合算した期間が二十年未満である者(船員保険法第三十四條第一項第二号又は第三号に該当する者を除く)については、船員である組合員であつた期間(組合員でない船員であつた期間があるときはその期間に二分の一を乗じて得た期間を、船員でない組合員であつた期間があるときはその期間をそれぞれ合算した期間)を組合員であつた期間とする。

3 船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族が第七十九條の規定により、船員保険法第三章第五節

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第十九条第三項の規定は、公布の日から施行する。(組合の成立)

第二条 国家公務員共済組合法(この法律による改正前の日本専売公社法第五十一条第一項、日本国有鉄道法第五十七条第一項及び日本電信電話公社法第八十条第一項において準用する場合を含む。以下附則第二十九条までにおいて「旧法」という。)第二条第一項の規定により公共企業体に設けられた共済組合(以下「旧組合」という。)は、この法律(前条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行の日(以下「施行日」という。)に組合となり、同一性をもつて存続するものとする。

(最初の事業年度、運営規則及び予算)

第三条 組合の最初の事業年度は、第七十二条の規定にかかわらず、昭和三十一年七月一日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

2 総裁は、この法律の施行前に、旧組合の共済組合運営審議会の議を経て、第六条、第七十四条第一項、第八十三条第二項及び第八十

四 条の規定の例により、運営規則を定め、最初の事業年度の予算を作成し、及び主務大臣の認可を受けることができる。

3 前項の運営規則及び予算は、本則の規定により定め、作成し、及び認可を受けたものとみなす。(施行日前の事由に基く権利の取扱)

第四条 施行日前に給与事由の生じた恩給に関する法令の規定による恩給(以下「恩給」という。)については、第三項に規定する場合を除くほか、なお、従前の例による。

2 施行日の前日に恩給公務員(恩給法(大正十二年法律第四十八号)に規定する公務員及び他の法令(この法律による改正前の日本専売公社法第五十条第一項、日本国有鉄道法第五十六条第一項又は日本電信電話公社法第七十九条第一項を含む。以下この項及び次項において同じ。)により恩給法に規定する公務員とみなされるものをいう。以下同じ。)であつた更新組合員(施行日に組合員となつた者(同日に新たに役職員となつた者を除く。)で以後退職することなく引き続き当該組合の組合員であるものをいう。以下同じ。)は、同法(他の法令において準用する場合を含む。次条を除き、以下同じ。)の規定の適用については、施行日の前

日において同法に規定する退職をしたものとみなす。

3 更新組合員に係る恩給(その者が恩給に関する法令の規定により遺族として受けるものを除く。)を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。ただし、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)附則第十条又は第十一条の規定による旧軍人又は旧準軍人の恩給(恩給に関する法令の規定による増加恩給(以下「増加恩給」という。)及びこれと併給される普通恩給(以下「増加恩給等」という。))を除く。及び同法附則第十七条において準用する同法附則第十条の規定による旧軍属の恩給(増加恩給等を除く。)(以下「軍人恩給」という。)、増加恩給等、恩給に関する法令の規定による傷病年金若しくは傷病賜金又は恩給法第七十五条第一項第二号の規定による扶助料(増加恩給等を受ける権利を有しない者が死亡した場合において、その者の遺族が受けるものに限る。以下「公務扶助料」という。))を受ける権利は、この限りでない。

4 施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員(更新組合員から引き続き附則第二十三条第一項に規定する転出組合員となつた者及び更に引き続き附則第二十四条第一項に規定する復帰組合員となつた者を含む。以下附則第二十三条までにおいて同じ。)に係る恩給(増加恩給を除く。及び更新組合員に係る旧法の規定による退職年金は、その者が更新組合員である間、その支給を停止する。)(組合員期間の計算の特例)

第五条 更新組合員の施行日前の次の期間は、組合員期間に算入する。

一 恩給公務員期間(恩給公務員、従前の宮内官の恩給規程による宮内職員、恩給法第八十四条に掲げる法令の規定により恩給、退職料その他これに準ずるものを給すべきものとされていた公務員その他法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職した期間(法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職するものとみなされる期間及び恩給につき在職年数に通算される期間を含む。))をいう。以下同じ。のうちの次の期間を除いた期間。ただし、次の期間を除いた期間のうちに恩給に関する法令にいう在職年(以下「在職年」という。)の計算において加算されることとなつている年数があるときはその年数を加算し、半減されることとなつている年

月数があるときはその年月数の二分の一を減じた後の期間とする。

イ 法律第五十五号附則第二十四条の規定により恩給の基礎在職年に算入されないこととなつている恩給公務員期間

ロ 在職年の計算において除算されることとなつている恩給公務員期間

ハ 軍人恩給を受ける権利の基礎となつている恩給公務員期間

ニ 増加恩給等を受ける権利を有する者の恩給公務員期間

ホ 更新組合員又は更新組合員であつた者の遺族が公務扶助料を受ける権利を有する場合における当該更新組合員又は更新組合員であつた者の恩給公務員期間

二 旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金の基礎となつている共済組合の組合員であつた期間のうち前号本文の期間を除いた期間

三 旧法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける共済組合の組合員(以下「長期組合員」という。)であつた期間で施行日の前日まで引き続きいているもののうち第一号本文及び前号の期間を除いた期間

四 職員であつた期間で施行日までに引き続きしているものうち、恩給公務員期間及び前二号の期間を除いた期間

2 昭和二十九年五月一日前における給員であつた期間が三年以上である者で同日において五十歳以上であつたものに支給する退職一時金の基礎となるべき組合員期間の計算については、第七十七条第二項ただし書中「その期間に二分の一を乗じて得た期間」とあるのは、「昭和二十九年五月一日以後の期間に二分の一を乗じて得た期間及び同日前の期間」と読み替えて同項の規定を適用する。

3 第一項第四号及び附則第十一条第一項の職員には、次の各号に掲げる者を含むものとする。

一 日本専売公社法、日本国有鉄道法又は日本電信電話公社法施行前において従前の専売局特別会計、国有鉄道事業特別会計、帝国鉄道会計、電気通信事業特別会計又は通信事業特別会計の支弁で俸給又は俸給に準ずる給手を受けた者（臨時に使用された者を除く。）

二 前号に掲げる者以外の国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の施行前における国家公務員に相当するものを含む。以下同じ。）で当該国家公務員であつた期間の前及び

後に引き続き期間が職員又は前号に掲げる者であつた期間であるもの（臨時に使用された者及び非常勤勤務に服しなかつた者を除く。）

（年金の年額の特例）

第六条 更新組合員に対する退職年金の年額は、第五十条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した退職年金の年額に相当する金額から、その者の組合員期間（前条の規定により算入される期間を含む。以下同じ。）のうち同条第一項各号の期間（同項第二号及び第三号の期間については、職員であつた期間を除く。）に該当する期間（一年未満の端数は切り捨てる。）の一年につきそれぞれ次の金額を減じた金額とする。

一 前条第一項第一号の期間に該当する期間のうち、十七年までの部分については俸給年額の百分の四十に相当する金額を二十で除して得た金額から俸給年額の百五十分の五十に相当する金額を十七で除して得た金額を減じた金額、十七年をこえる部分については俸給年額の百分の一・五に相当する金額から俸給年額の百五十分の一に相当する金額を減じた金額

二 前条第一項第二号及び第三号の期間（旧法第九十五条に規定

する控除期間（以下「控除期間」という。）及び職員であつた期間を除く。）に該当する期間のうち、二十年までの部分については俸給年額の百分の四十に相当する金額から俸給年額の百五十分の五十に相当する金額を減じた金額を二十で除して得た金額、二十年をこえる部分については俸給年額の百分の一・五に相当する金額から俸給年額の九十分の一に相当する金額を減じた金額

三 控除期間及び前条第一項第四号の期間に該当する期間については俸給年額の百分の〇・九に相当する金額

2 更新組合員に対する第五十三条第二項の規定の適用については、同項中「第五十条第二項」とあるのは、「附則第六条第一項」と読み替へるものとする。

3 施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員が同日又は同日まで引き続き長期組合員であつた期間に業務によらないで病気にかかり、又は負傷し、その病状若しくは負傷又はこれらにより発生した病状のため退職し、第五十五条第一項の規定の適用を受ける者である場合において、廃疾年金の年額が、その者が退職の時まで引き続き長期組合員であり、かつ、その

退職が旧法に規定する退職であるとなし同法を適用するものとする。ならば受けることのできる同法の規定による廃疾年金の年額に相当する金額に満たないときは、同条第二項の規定にかかわらず、その金額を廃疾年金の年額とする。

4 施行日の前日まで引き続き十年以上長期組合員であつた更新組合員が施行日以後に業務によらないで病気にかかり、又は負傷し、その病状若しくは負傷又はこれらにより発生した病状のため退職し、第五十五条第一項の規定の適用を受ける者である場合においても、また、前項と同様とする。

5 組合員期間二十年以上の更新組合員が死亡した場合におけるその者の遺族に対する第五十八条第二項第一号の規定の適用については、同号中「第五十条第二項」とあるのは、「附則第六条第一項」と読み替へるものとする。

第七条 組合員期間二十年以上である者の組合員期間（附則第五条の規定により組合員期間に算入されるものを除く。）のうちに、次に掲げる業務に引き続き一年以上従事した期間があるときは、第五十条第二項の規定により退職年金の年額を算定するについては、当分の間、当該業務に従事した期間の一

月を一・二月として計算するものとする。

一 日本国有鉄道における蒸気機関車乗員としての現業勤務
二 炭坑内切羽における連続的現業勤務
三 肺結核又は喉頭結核の患者を収容する病室において直接看護に従事する勤務

（退職一時金及び遺族一時金の額の特例）
第八条 更新組合員に対する退職一時金の額は、第五十四条第二項の規定にかかわらず、俸給日額に附則第五十条第一項第一号の期間で施行日の前日まで引き続きしているもの（同日前に給与事由の生じた恩給に關する法令の規定による一時恩給（以下「一時恩給」という。）の基礎となつた在職年に係るものを除く。）同項第三号の期間（控除期間を除く。）及び施行日以後の組合員期間を合算した期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定は、更新組合員の遺族に対する遺族一時金の額について準用する。この場合において、同項中「第五十四条第二項」とあるのは、「第五十九条第二項」と読み替へるものとする。

3 施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員に対する退職一時

金の額が俸給に附則第五条第一項第一号の期間で同日まで引き続いているもの（同日前に給与事由の生じた一時恩給の基礎となつた在職年に係るものを除く。）と施行日以後の組合員期間とを合算した期間の年数を乗じて得た金額に満たないときは、第一項の規定にかかわらず、その金額を当該退職一時金の額とする。

4 前項の規定は、施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員の遺族に対する遺族一時金の額について準用する。この場合において、同項中「第一項の規定」とあるのは、「第二項の規定」と読み替へるものとする。

5 施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員（同日に恩給公務員であつた更新組合員を除く。以下次項において同じ。）に対する退職一時金の額が俸給日額に附則第五条第一項第三号の期間と施行日以後の組合員期間とを合算した期間に応じ別表第六に定める日数を乗じて得た金額（同号の期間のうちに控除期間を有する者については、その金額から俸給日額に控除期間に応じ同表に定める日数を乗じて得た金額の百分の四十五に相当する金額を控除した金額）に満たないときは、第一項の規定にか

かわらず、その金額を当該退職一時金の額とする。

6 前項の規定は、施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員の遺族に対する遺族一時金の額について準用する。この場合において、同項中「第一項の規定」とあるのは、「第二項の規定」と読み替へるものとする。

（年金受給資格に関する特例）

第九条 組合員期間二十年未満の更新組合員で施行日の前日に恩給公務員であつたものが退職した場合において、附則第五条第一項第一号の期間と施行日以後の組合員期間とを合算した期間が十七年以上であるときは、第五十条第一項及び第五十四条第一項の規定にかかわらず、その者に退職年金を支給し、退職一時金は支給しない。

第十条 軍人恩給又は増加恩給等を受ける権利を有する組合員期間二十年未満の更新組合員で施行日の前日に恩給公務員であつたもの（前条の規定の適用を受ける者を除く。）が退職した場合において、その者の施行日前の在職年（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法第三十二条の規定により附される加算年、法律第五百五十五号附則第二十四条の規定により恩給の基礎在職年に算入されない

實在職年、同法附則第二十四条の二第一項本文の規定により恩給の基礎在職年に算入されることとなつてゐる實在職年及び在職年の計算において除算されることとなつてゐる在職年を除く。以下同じ。）の年数と施行日以後の組合員期間の年数とを合算した年数が十七年以上であるときは、第五十条第一項及び第五十四条第一項の規定にかかわらず、その者に退職年金を支給し、退職一時金は支給しない。

第十一条 組合員期間二十年未満の更新組合員が退職した場合において、次の期間を組合員期間に算入するとすれば組合員期間が二十年以上となるときは、第五十条第一項及び第五十四条第一項の規定にかかわらず、その者に退職年金を支給し、退職一時金は支給しない。

一 職員であつた期間及びその前又は後に引き続き職員以外の国家公務員であつた期間のうち、恩給公務員期間及び附則第五条第一項第二号から第四号までの期間を除いた期間

二 昭和二十年八月十五日に旧令共済組合の組合員であつた者で昭和二十三年六月三十日まで職員となり、以後施行日まで引き続き職員であるものの当該旧

令共済組合の組合員であつた期間で昭和二十年八月十五日まで引き続いているもののうち、恩給公務員期間並びに附則第五条第一項第二号及び第三号の期間を除いた期間

三 地方鉄道会社に勤務していた者で当該地方鉄道会社所屬の鉄道の買収に際して国に引き継がれ、以後施行日まで引き続き職員であるものの当該地方鉄道会社に勤務していた期間で買収の時まで引き続いているもののうち恩給公務員期間を除いた期間

四 国際電気通信株式会社、日本電信電話株式会社及び日本電話設備株式会社に勤務していた者で当該会社の買収に際して国に引き継がれ、以後施行日まで引き続き職員であるものの当該会社に勤務していた期間で買収の時まで引き続いているもののうち恩給公務員期間を除いた期間

2 前項第二号において「旧令共済組合」とは、次に掲げる命令に基づいて組織された共済組合をいう。
一 朝鮮総督府通信官署共済組合令（昭和十六年勅令第三百五十七号）
二 朝鮮総督府交通局共済組合令（昭和十六年勅令第三百五十八号）

三 台湾總督府專賣局共済組合令（大正十四年勅令第二百十四号）
四 台湾總督府營林共済組合令（昭和五年勅令第五十九号）
五 台湾總督府交通通信共済組合令（昭和十六年勅令第二百八十六号）

六 台湾總督府交通局鉄道共済組合令（昭和十六年勅令第二百八十七号）
七 旧陸軍共済組合令（大正八年勅令第八十号）
八 旧海軍共済組合令（大正十一年勅令第六十号）

3 第一項第三号において「地方鉄道会社」とは、信濃鉄道株式会社、雲備鉄道株式会社、横莊鉄道株式会社、北九州鉄道株式会社、富士身延鉄道株式会社、白羽鉄道株式会社、新潟臨港開発鉄道株式会社、留萌鉄道株式会社、北海道鉄道株式会社、鶴見鉄道株式会社、富山地方鉄道株式会社、伊那電気鉄道株式会社、三信鉄道株式会社、鳳来寺鉄道株式会社、豊川鉄道株式会社、播丹鉄道株式会社、宇都宮鉄道株式会社、小野田鉄道株式会社、小倉鉄道株式会社、産業セメント株式会社、胆振縦貫鉄道株式会社、宮城電気鉄道株式会社、南武鉄道株式会社、青梅電気鉄道株式会社、奥多摩電気鉄道株式会社、相模鉄道株式会社、飯

山鉄道株式会社、中国鉄道株式会社、西日本鉄道株式会社及び南海鉄道株式会社をいう。

第十二条 施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員が同日又は同日まで引き続き長期組合員であつた期間に業務によらないで病氣にかかり、又は負傷し、その病氣若しくは負傷又はこれらにより発生した病氣のため退職し、第五十七条第二項の規定の適用を受ける者である場合において、その者が退職の時まで引き続き長期組合員であり、かつ、その退職が旧法に規定する退職であるとみなして同法を適用するとならば同法の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者であるときは、第五十五条第一項及び第五十七条第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者に廃疾年金を支給し、廃疾一時金は支給しない。

での規定による退職年金を支給すべきこととなるときは、第五十八条第一項及び第五十九条第一項の規定にかかわらず、その者の遺族に遺族年金を支給し、遺族一時金は支給しない。

3 更新組合員が死亡し、その遺族が公務扶助料を受ける権利を有することとなつたときの当該更新組合員の組合員期間が二十年未満である場合において、その者の施行日以前の在職年の年数と施行日以後の組合員期間の年数とを合算した年数が十七年以上であるときは、第五十八条第一項及び第五十九条第一項の規定にかかわらず、当該遺族に遺族年金を支給し、遺族一時金は支給しない。

2 附則第九条から第十一条までの規定により退職年金を受ける権利を有する者に対する第五十三条第二項の規定の適用については、同項中「第五十条第二項」とあるのは、「附則第十四条第二項」と読み替へるものとする。

2 前項に該当することとなつた更新組合員であつた者がその時まで支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は返還することを要しないものとし、また、その者が同項の規定により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時まで支給すべきもの又は退職一時金は支給しないものとする。ただし、退職年金又は減額退職年金の支給を受けていた更新組合員であつた者が同項の規定により退職一時金を受けるべきこととなつた場合において、その者がその時まで支給を受けた退職年金又は減額退職年金の総額が当該退職一時金の額に満たないときは、その差額を支給するものとする。

2 前項に該当することとなつた更新組合員であつた者がその時まで支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は返還することを要しないものとし、また、その者が同項の規定により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時まで支給すべきもの又は退職一時金は支給しないものとする。ただし、同項の規定により受けるべきこととなつた退職一時金の額がその者が支給を受けた退職一時金の額をこえるときは、その差額を支給するものとする。

第十三条 附則第九条から第十一条までの規定による退職年金又はこれに基く減額退職年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、第五十八条第一項の規定にかかわらず、その者の遺族に遺族年金を支給し、遺族一時金は支給しない。

第十四条 附則第九条から第十一条までの規定の適用を受ける者に対する退職年金の年額は、附則第六条第一項の規定にかかわらず、俸給年額の百分の四十に相当する金額から、同項各号の期間（一年未満の端数は切り捨てる。）についてはその一年につきそれぞれ当該各号の金額を、二十年とその者の組合員期間（一年未満の端数は切り捨てる。）との差年数についてはその一年につき俸給年額の百分の二に相当する金額をそれぞれ減じた金額とする。

4 前条第二項及び第三項の規定による遺族年金の年額に対する第五十八条第二項の規定の適用については、同項第一号中「第五十条第二項」とあるのは、「附則第十四条第二項」と読み替へるものとする。（退職後増加恩給等受給者となる者に関する特例）

3 更新組合員であつた者が退職した後死亡した場合において、その者の遺族が公務扶助料を受ける権利を有する者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、退職した後に増加恩給等を受ける権利を有する者となつたものとみなす。（退職後増加恩給等を受けなくつた者に関する特例）

3 退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が第一項の規定により退職年金又は減額退職年金を受けるべきこととなつたときは、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該退職一時金の額に相当する金額を控除し、当該退職一時金の額に相当する金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき

2 組合員期間二十年未満の更新組合員が死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならばその者に附則第九条から第十一条までの規定による退職年金を支給すべきこととなるときは、第五十八条第一項及び第五十九条第一項の規定にかかわらず、その者の遺族に遺族年金を支給し、遺族一時金は支給しない。

第十五条 更新組合員であつた者が退職した後に増加恩給等を受ける権利を有する者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、退職した後に増加恩給等を受ける権利を有する者となつたものとみなす。（退職後増加恩給等を受けなくつた者に関する特例）

第十六条 増加恩給等を受ける権利を有する更新組合員であつた者が退職した後に当該増加恩給等を受ける権利を有しない者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、退職した後に増加恩給等を受ける権利を有する者となつたものとみなす。（退職後増加恩給等を受けなくつた者に関する特例）

3 退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が第一項の規定により退職年金又は減額退職年金を受けるべきこととなつたときは、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該退職一時金の額に相当する金額を控除し、当該退職一時金の額に相当する金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき

3 退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が第一項の規定により退職年金又は減額退職年金を受けるべきこととなつたときは、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該退職一時金の額に相当する金額を控除し、当該退職一時金の額に相当する金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき

2 組合員期間二十年未満の更新組合員が死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならばその者に附則第九条から第十一条までの規定による退職年金を支給すべきこととなるときは、第五十八条第一項及び第五十九条第一項の規定にかかわらず、その者の遺族に遺族年金を支給し、遺族一時金は支給しない。

第十五条 更新組合員であつた者が退職した後に増加恩給等を受ける権利を有する者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、退職した後に増加恩給等を受ける権利を有する者となつたものとみなす。（退職後増加恩給等を受けなくつた者に関する特例）

第十六条 増加恩給等を受ける権利を有する更新組合員であつた者が退職した後に当該増加恩給等を受ける権利を有しない者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、退職した後に増加恩給等を受ける権利を有する者となつたものとみなす。（退職後増加恩給等を受けなくつた者に関する特例）

3 退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が第一項の規定により退職年金又は減額退職年金を受けるべきこととなつたときは、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該退職一時金の額に相当する金額を控除し、当該退職一時金の額に相当する金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき

3 退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が第一項の規定により退職年金又は減額退職年金を受けるべきこととなつたときは、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該退職一時金の額に相当する金額を控除し、当該退職一時金の額に相当する金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき

き当該年金の額から控除するものとする。

(支給開始年齢に関する特例)

第十七条 附則第五条第一項第一号の期間が十一年以上である更新組合員に対する退職年金については、第五十条第一項ただし書の規定を適用せず、四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその十分の五に相当する金額、五十五歳に達するまではその十分の三に相当する金額の支給を停止する。

2 施行日前にすでに旧法の規定により退職年金を受ける権利を有する更新組合員及び施行日の前日まで引き続き十三年以上長期組合員であつたその他の更新組合員に対する退職年金については、第五十条第一項ただし書の規定を適用せず、五十歳に達するまでその支給を停止する。

3 第一項及び前項の規定の適用を受ける者については、その者の選択によりそのいずれか一の規定を適用するものとする。

(重複期間に対する一時金)

第十八条 施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金の基礎となつてゐる共済組合の組合員であつた期間又は施行日の前日まで引き続き長期組合員であつたその他の更新組合員の当該長期組合員であつた期間のうち、同時に附則第五条第一項第一号の期間に該当する期間(以下「重複期間」という。)があるときは、当該重複期間につきその者又はその遺族に一時金を支給する。

つたその他の更新組合員の当該長期組合員であつた期間のうち、同時に附則第五条第一項第一号の期間に該当する期間(以下「重複期間」という。)があるときは、当該重複期間につきその者又はその遺族に一時金を支給する。

2 前項の規定による一時金は、施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員についてはその者が退職し、又は死亡した日にその者又はその遺族に、その他の更新組合員については施行日にその者に支給するものとする。

3 第一項の規定による一時金の額は、施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員については当該退職年金の年額の算定の基準となつてゐる俸給は仮定俸給の三十分の一に相当する金額に、その他の更新組合員については施行日の前日の俸給日額にそれぞれ重複期間に応じ別表第六に定める日数を乗じて得た金額とする。

4 前項の一時金の額が旧法の規定による退職給付、廃疾給付及び遺族給付に要する費用に充てるものとして重複期間内に当該更新組合員が負担した各年度(四月一日から翌年三月三十一日までとする。)ごとの掛金額にこれに対するそれ

ぞれ翌年度の四月一日から当該一時金を支給する日の属する月の前月末日までの利子(利子の計算は複利計算の方法によるものとし、利率は年四分五厘とする。)を加えた額の合算額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その合算額を当該一時金の額とする。

5 第一項の規定による遺族に対する一時金については、前三項に規定するもののほか、遺族一時金の例によるものとする。

(長期給付に関する規定の適用に関する特例)

第十九条 施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員で附則第四条第三項本文の規定を適用しないとしたならば恩給に関する法令の規定による普通恩給(以下「普通恩給」という。)(軍人恩給及び恩給法第四十六条の規定による普通恩給を除く。以下この項、附則第二十四条第四項及び第五項並びに附則第二十五条第四項及び第五項において同じ。)を受ける権利を有するもの及び施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員で同日に普通恩給を受ける権利を有するものは、施行日以後長期給付に関する規定の適用を受けない組合員となる

ることが出来る。この場合において、附則第四条第三項本文の規定は、適用しない。

2 施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員で前項の規定により施行日以後長期給付に関する規定の適用を受けない組合員となるもの又はその遺族に対しては、当該更新組合員が施行日の前日に旧法に規定する退職をしたとしたならば同法の規定により支給されるべき退職給付、廃疾給付又は遺族給付に相当する給付を同法の規定の例により支給するものとする。

3 第一項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員となつたとする者は、施行日の前日までその旨を申し出なければならぬ。

(旧法の規定による退職年金等の取扱)

第二十条 施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金は、その者が退職した場合において、その者が特にこれを受けることを希望する旨を申し出たとき

のほかは、給しないものとする。施行日前にすでに同法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員が死亡した場合において、当該退職年金に基く同法の規定による遺族年金又は年金者遺族一時金も、また、同様とする。

2 前項の申出があつた場合においては、その者又はその遺族に対して支給する長期給付については、附則第五条第一項第二号の期間は、組合員期間に算入しないものとする。

3 前項の場合においては、附則第十七条の規定は適用しない。

(役員に関する特例)

第二十一条 施行日に役員である更新組合員については、附則第四条第三項本文の規定は適用しない。

2 施行日に役員である者で施行日の前日に長期組合員であつたもの又はその遺族に対しては、当該役員である者が同日に旧法に規定する退職をしたとしたならば同法の規定により支給される退職給付、廃疾給付又は遺族給付に相当する給付を同法の規定の例により支給する。ただし、同法の規定による退職年金に相当する給付は、当該役員である者で更新組合員である間、その支給を停止する。

昭和三十一年四月二十五日 参議院會議録第四十号 公共企業体職員等共済組合法案外一件

五七六

(未帰還更新組合員に関する特例)

第二十二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)第二条第一項に規定する未帰還者である更新組合員(以下「未帰還更新組合員」という。)に対する第六十四条の規定の適用については、同条第一項中「給付」とあるのは「短期給付」と、同条第二項中「組合員の俸給」とあるのは「組合員の昭和二十八年七月三十一日における俸給」と読み替えるものとする。

2 未帰還更新組合員が施行日前に法律第五十五号附則第三十条第一項第一号又は第二号の規定により退職したものとみなされ、普通恩給を給された者であるときは、その者の祖父、父母、妻又は未成年の子で内地に居住しているものに對し、これらの者の申請により、施行日の属する月から当該未帰還更新組合員が帰国した日(海外にある間に死亡した場合にあつては、死亡の判明した日。以下同じ。)の属する月までの当該未帰還更新組合員が同項の規定により受けることができた普通恩給の年額に相当する金額の年金を支給する。

3 施行日に法律第五十五号附則第三十条第一項に規定する未帰還公務員(以下この項において「未帰還公務員」という。)である更新組合員(前項の規定の適用を受ける未帰還更新組合員を除く。)が同日以後も未帰還公務員であるとしたならば同条同項第二号の規定により退職したものとみなされ、普通恩給を給されるべき者であるときは、その者の祖父、父母、妻又は未成年の子で内地に居住しているものに對し、これらの者の申請により、その退職とみなされる日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで当該普通恩給の年額に相当する金額の年金を支給する。

還公務員」という。)である更新組合員(前項の規定の適用を受ける未帰還更新組合員を除く。)が同日以後も未帰還公務員であるとしたならば同条同項第二号の規定により退職したものとみなされ、普通恩給を給されるべき者であるときは、その者の祖父、父母、妻又は未成年の子で内地に居住しているものに對し、これらの者の申請により、その退職とみなされる日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで当該普通恩給の年額に相当する金額の年金を支給する。

4 前二項の規定による年金を受け取る者の順位は、妻、未成年の子、父母(養父母を先にして実父母を後にする)、祖父母(養父母の父母を先にして実父母の父母を後にする)、父母の養父母を先にして実父母を後にする。)の順序とする。

5 未帰還更新組合員が施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受け取る権利を有する者又はその施行日の前日まで引き続き長期組合員であつた期間が二十年以上であるその他の者であるときは、その者の未帰還者留守家族等援護法第四条に規定する留守家族(以下この条において「留守家族」という。)で同法の規定による留守家族手当

(以下この条において「留守家族手当」という。)を受けることができ、その者の申請により、施行日の属する月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで年金を支給する。

6 前項の規定による年金の年額は、同項の未帰還更新組合員につき総裁が定める仮定俸給の四月分に相当する金額とする。この場合において、その仮定俸給は、当該未帰還更新組合員が施行日の前日まで引き続き職務に従事していたならば受けるべき俸給を下つてはならない。

7 未帰還更新組合員(施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受け取る権利を有する者を除く。)の施行日の前日まで引き続き長期組合員であつた期間が二十年未満である場合において、当該期間と施行日以後の組合員期間とを合算した期間が二十年に達したときは、その者の留守家族で留守家族手当の支給を受けることができるものに對し、その者の申請により、その二十年に達した日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで年金を支給する。

8 第六項の規定は、前項の規定による年金の年額について準用する。

る。この場合において、第六項中「施行日の前日」とあるのは、「第七項の二十年に達した日」と読み替えるものとする。

9 第二項又は第三項の規定による年金は、未帰還更新組合員が四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその十分の五に相当する金額、五十五歳に達するまではその十分の三に相当する金額の支給を停止し、第五項又は第七項の規定による年金は、未帰還更新組合員が五十歳に達するまではその支給を停止する。

10 同一未帰還更新組合員について第二項又は第三項の規定による年金及び第五項又は第七項の規定による年金の支給を受けることとなつた者に対しては、その時から第二項又は第三項の規定による年金は支給しない。この場合において、第五項又は第七項の規定により支給すべき年金の年額が第二項又は第三項及び前項の規定によりその年において支給すべき年金の額に満たないときは、第六項又は第八項の規定にかかわらず、その金額を第五項又は第七項の規定による年金の年額とする。

11 第二項、第三項、第五項又は第七項の規定による年金の支給は、

遺族年金の支給に関する規定に準じて行ふものとする。

(国家公務員との交流措置)

第二十三条 更新組合員が退職し、その当日又は翌日に国家公務員となつた場合において、その者が運営規則の定めるものに該当する者(以下「転出組合員」という。)であるときは、その者に対する長期給付に関する規定の適用については、この条から附則第二十五条までに規定するところによる。

2 転出組合員の前項に規定する退職(以下「転出」という。)に関しては、第十六条の規定にかかわらず、長期給付は行われない。

3 転出組合員については、旧法第十五条第二項及び第四十条の規定は適用しない。

第二十四条 転出組合員が引き続き国家公務員として在職した後当該国家公務員の職を退き、その当日又は翌日に再びもとの公共企業体の職員となり組合員の資格を取得(以下「復帰」という。)したときは、長期給付に関する規定(第六章の規定を除く。)の適用については、その者(以下「復帰組合員」という。)は、当該国家公務員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。

2 前項の場合において、当該国家公務員であつた期間の全部又は一部が恩給法にいう公務員であつた期間であつてその期間のうち同法第四十条ノ二又は第四十一条の規定により半減又は除算すべき期間があるときは、これらの規定によりすべき半減又は除算をした後の期間をもつて同項の当該国家公務員であつた期間とする。

3 復職組合員が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき一時恩給又は旧法の規定による退職一時金を受けた者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金については、その者に当該一時金を支給する際に、その額から当該一時恩給の額又は同法の規定による当該退職一時金の額（同法第五十九条から第六十二条までの規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定を適用しないとした場合において受けることができる額。以下この項において同じ。）に相当する金額を控除するものとし、その者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該一時恩給又は同法の規定による当該退職一時金の額に相当する金額を控除し、これらの金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

定による当該退職一時金の額に相当する金額を控除し、これらの金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

4 復職組合員又はその遺族が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき普通恩給若しくは恩給に關する法令の規定による扶助料（恩給法第七十五条第一項第二号及び第三号の規定による扶助料を除く。以下「扶助料」という。）又は旧法の規定による退職年金若しくは遺族年金を受ける者である場合においては、その者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その年額（第二十条から第二十二条までの規定による給付の制限又は附則第十七条の規定による給付の停止を受けているときは、その年額からその制限又は停止を受けている金額を控除した後の金額とする。）から当該普通恩給若しくは扶助料又は同法の規定による当該退職年金若しくは遺族年金の年額（恩給の停止又は同法の規定による給付の制限を受けているときは、その年額からその停止又は制限を受けている金額を

控除した後の金額とする。）に相当する金額を控除するものとし、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金については、第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする。

5 前項の場合において、復職組合員が普通恩給又は旧法の規定による退職年金のほか一時恩給又は同法の規定による退職一時金を受けた者であるときは、同項後段の規定中「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間」とあるのは、「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間から当該普通恩給又は旧法の規定による当該退職年金の基礎となつてゐる期間」と読み替へるものとする。

6 復職組合員が退職又は死亡した場合において、その者が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき増加恩給等を受ける権利を有する者であるときは、組合員期間の計算については当該期間のうち当該増加恩給等に係る期間は組合員期間から除算するものとする。

7 前項の規定は、復職組合員が死亡した場合において、その遺族が公務扶助料を受ける者であるときに準用する。

8 普通恩給を受ける権利及び旧法の規定による退職年金を受ける権利の双方を有する復職組合員は、その申出により、復職した日以後長期給付に關する規定の適用を受けない組合員となることができる。

9 前項の申出は、復職の際に行わなければならない。

第二十五条 転出組合員が転出した日（転出が二回以上にあつたときは、最後に転出した日）以後再び組合員となることなくして国家公務員の職を退き、又は国家公務員の職を退くことなくして死亡したときは、長期給付に關する規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、転出した日の翌日からその時まで引き続き組合員であつて、かつ、その時において退職し、又は死亡したものとみなす。この場合において、第十七条の規定の適用については、同条中「給付事由が発生した当時（給付事由が退職後に発生したものにあつては、退職当時）の掛金の標準となつた俸給、俸給に準ずるもの又は仮定俸給」とあるのは、「転出組合員が国家公務員の職を退き、又は死亡した月において支給を受けたる俸給（当該俸給の額が転出した月において負担した掛金の標準となつた俸給、俸給に準ずるもの又は仮定俸給の額に満たないときは、その俸給、俸給に準ずるもの又は仮定俸給）」と読み替へるものとする。

2 前条第二項、第六項及び第七項の規定は、前項の場合に準用する。

3 転出組合員であつた者又はその遺族が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき一時恩給若しくは恩給に關する法令の規定による一時扶助料（以下「一時扶助料」という。）又は旧法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金を受けた者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金については、その者に当該一時金を支給する際に、その額（退職一時金と廃疾一時金とを併給される場合にあつては、その合算額）から当該一時恩給若しくは一時扶助料の額又は同法の規定による当該退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金の額（同法第五十九条から第六十二条までの規定の適用を受ける者にあつてはこれらの規定を適用しないとした場合において受けることができる額、退職一時金と廃疾一時金と

を併給される場合にあつては、その合算額。以下この項において同じ。に相当する金額を控除するものとし、これらの者に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該一時恩給若しくは一時扶助料又は旧法の規定による当該退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金の額に相当する金額を控除し、これらの金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

4 転出組合員であつた者又はその遺族が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき普通恩給若しくは扶助料又は旧法の規定による退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金を受ける者である場合において、その者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その年額(第二十條から第二十二條までの規定による給付の制限又は附則第十七條の規定による給付の停止を受けているときは、その年額からその制限又は停止を受けている金額を控除した後の金額とする。)から当該普通恩給

若しくは扶助料又は旧法の規定による当該退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金の年額(恩給の停止又は旧法の規定による給付の制限を受けているときは、その年額からその停止又は制限を受けている金額を控除した後の金額とする。)に相当する金額を控除するものとし、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金については、第五十四條第二項又は第五十九條第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に應じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする。

5 前項の場合において、転出組合員であつた者が普通恩給又は旧法の規定による退職年金若しくは廃疾年金のほか一時恩給又は旧法の規定による退職一時金を受けた者であるときは、同項後段の規定中「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間」とあるのは、「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間のうち当該普通恩給若しくは旧法の規定による当該退職年金の基礎となつてゐる期間又は旧法の規定による当該廃疾年金

に係る期間」と読み替へるものとす。

6 第四項の場合において、転出組合員であつた者の遺族が扶助料又は旧法の規定による遺族年金を受け、かつ、転出組合員であつた者が第一項の規定により組合員とみなされる国家公務員であつた期間につき一時恩給又は旧法の規定による退職一時金を受けた者であるときは、同項後段の規定中「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間」とあるのは、「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間のうち当該扶助料又は旧法の規定による当該遺族年金に係る期間」と読み替へるものとする。

7 第一項の場合において、転出組合員が旧法の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者であるときは、その者に対しては、退職一時金及び廃疾一時金は支給しない。ただし、その者が当該廃疾年金を受けなくなり、又は死亡した場合において、その者がその時点で支給を受けた当該廃疾年金の総額(その者又はその遺族が旧法第四十四條又は第五十一條第三号及び第五十二條第三号の規定による差額の支給を受けるときは、当該差額と当該支給を受けた総額との合算額)が当該退職一時金の額

と廃疾一時金の額との合算額に満たないときは、その者又はその遺族にその差額に相当する金額を支給するものとする。

8 転出組合員であつた者が第五十六條第三項の規定による差額に相当する金額及び旧法第四十四條の規定による差額の支給を同時に受けることとなつたときは、第五十六條第三項の規定による差額に相当する金額から同法第四十四條の規定による差額に相当する金額を控除するものとする。

9 転出組合員であつた者で廃疾年金を受ける権利を有するものが旧法第四十四條の規定による差額の支給を受けることとなつたときは、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該差額に相当する金額を控除し、これらの金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

10 前項の場合において、転出組合員であつた者が第五十六條第三項の規定による差額に相当する金額の支給を受けることとなり、かつ、前項の規定により控除すべき残額があるときは、その残額を当該差額に相当する金額から控除するものとする。

11 第九項の場合において、転出組合員であつた者が死亡し、その遺族が遺族年金を受けることとなり、かつ、同項の規定により控除すべき残額があるときは、その遺族に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該残額に相当する金額を控除し、これらの金額が支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

12 第八項の規定は、転出組合員の遺族について準用する。この場合において、「旧法第四十四條の規定による差額」とあるのは「旧法第五十一條第三号の規定による年金者遺族一時金」と、「同法第四十四條の規定による差額」とあるのは「同法第五十二條第三号の規定による差額」と読み替へるものとする。

13 転出組合員であつた者で廃疾年金を受ける権利を有するものが死亡し、その遺族が遺族年金及び旧法第五十一條第三号の規定による年金者遺族一時金の支給を受けることとなつたときは、その者に当該年金を支給する際にその支給期月に支給すべき当該年金の額から当該年金者遺族一時金の額を控除し、これらの金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえ

るときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

第二十六条 附則第五条から第十八

条まで並びに附則第二十四条第三項から第五項まで、第八項及び第九項の規定は、この法律施行の際現に国家公務員である者が以後引

き続き国家公務員として在職した後当該国家公務員の職を退き、その当日又は翌日に職員となり組合員の資格を取得（以下「転入」とい

う。）した場合において、その者が運営規則の定めるものに該当する者（以下「転入組合員」という。）であるときに準用する。この場合に

において、次の表の上欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第五条第一項各号列記以外の部分	施行日前の次の期間	転入した日
附則第五条第一項第三号	施行日	転入した日
附則第五条第一項第四号	期間で施行日まで	期間及びその後に引き続き国家公務員であつた期間で転入した日まで
附則第六条第一項各号列記以外の部分	前条	附則第二十六条第一項において準用する附則第五条
附則第六条第一項第一号	前条第一項第一号	附則第二十六条第一項において準用する附則第五条第一項第一号
附則第六条第一項第二号	前条第一項第二号及び第三号	附則第二十六条第一項において準用する附則第五条第一項第二号及び第三号
附則第六条第一項第三号	前条第一項第四号	附則第二十六条第一項において準用する附則第五条第一項第四号
附則第六条第二項	附則第六条第一項	附則第二十六条第一項において準用する附則第六条第一項
附則第六条第三項及び第四項	施行日	転入した日
附則第六条第五項	附則第六条第一項	附則第二十六条第一項において準用する附則第六条第一項
附則第七条第一項	附則第五条	附則第二十六条第一項において準用する附則第五条
附則第八条第一項	附則第五条第一項第一号	附則第二十六条第一項において準用する附則第五条第一項第一号
附則第八条第三項	施行日	転入した日
附則第八条第一項	施行日	転入した日
附則第八条第三項	附則第五条第一項第一号	附則第二十六条第一項において準用する附則第五条第一項第一号

附則第八条第四項	施行日	転入した日
附則第八条第五項	施行日	転入した日
附則第八条第六項	施行日	転入した日
附則第九条	施行日	転入した日
附則第十条	前条	附則第二十六条第一項において準用する附則第九条
附則第十一条第一項第一号	附則第五条第一項第二号から第四号まで	附則第二十六条第一項において準用する附則第五条第一項第二号から第四号まで
附則第十一条第一項第二号	施行日	転入した日
附則第十一条第一項第三号及び第四号	施行日	転入した日
附則第十二条	施行日	転入した日
附則第十三条第一項及び第二項	附則第九条から第十一条まで	附則第二十六条第一項において準用する附則第九条から第十一条まで
附則第十三条第三項	施行日	転入した日

附則第十四条第一項	附則第九條から第十一条まで	附則第二十六條第一項において準用する附則第九條から第十一条まで
附則第十四条第二項	附則第六條第一項	附則第二十六條第一項において準用する附則第六條第一項
附則第十四条第三項	附則第九條から第十一条まで	附則第二十六條第一項において準用する附則第九條から第十一条まで
附則第十四条第四項	附則第十四条第一項	附則第二十六條第一項において準用する附則第十四条第一項
	附則第十二條	附則第二十六條第一項において準用する附則第十二條
	附則第十四条第二項及び第三項	附則第二十六條第一項において準用する附則第十四条第二項及び第三項
	附則第十四条第一項	附則第二十六條第一項において準用する附則第十四条第一項

附則第十七條第一項	附則第五條第一項第一号	附則第二十六條第一項において準用する附則第五條第一項第一号
附則第十七條第二項	施行日	転入した日
附則第十八條第一項	施行日	転入した日
附則第十八條第二項及び第三項	施行日	転入した日
附則第二十四條第三項から第五項まで	第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間	附則第二十六條第一項において準用する附則第五條の規定により組合員期間に算入される期間で転入した日まで引き続いているもの

2 転入組合員が退職し、その当日又は翌日に国家公務員となつた場合において、その者が運営規則の定めるものに該当する者であるときは、その者を更新組合員とみなして附則第二十三條の規定を適用する。

(期間の計算の方法)

(経過措置に伴う費用の負担)

(債務の保証)

(日本電信電話公社法の一部改正)

第二十七條 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)第七條の規定により日本電信電話公社から郵政大臣に委託した業務を日本電信電話公社が自ら行うこととなつた場合において、当該委託業務に従事していた国家公務員がその職を退き、その当日又は翌日に日本電信電話公社の職員となつたときは、その者(転入組合員である者を除く)に対する長期給付については、当分の間、附則第二十四條の規定を準用する。

第二十八條 附則に規定する期間は、その初日の属する月から起算し、その最終日の属する月をもつて終るものとし、二以上の期間を合算する場合において、後の期間の初日が前の期間の最終日と同一の月に属するときは、後の期間は、その初日の属する月の翌月から起算するものとする。

第三十條 附則第五條から第二十八條までの規定により生ずる組合の追加費用は、公共企業体が負担する。

第三十三條 日本専売公社法の一部を次のように改正する。

第三十五條 日本電信電話公社法の一部を次のように改正する。

第二十九條 第八條の規定の適用については、附則第十九條第二項又は第二十一條第二項の規定による給付で旧法の規定による退職給付に相当するものは退職年金又は退職一時金と、附則第十五條、第十六條又は第十八條の規定によつて支給される差額又は一時金は退職一時金とみなす。

第三十一條 更新組合員が国民金融公庫に担保に供していた恩給が附則第四條第三項本文の規定により消滅したときは、組合は、当該恩給によつて担保されている債務につき民法(明治二十九年法律第八十九号)の保証債務と同一の債務を負う。

第三十二條 主務大臣は、当分の間、大蔵大臣と協議して定めるところにより、この法律に基く所掌事務のうち第八十三條第三項及び

第三十四條 日本国有鉄道法の一部を次のように改正する。

第三十六條 この法律施行前に給与事由の生じた恩給職員であつた者に係るものの支払に充てるべき金額の負担については、なお、従前の例によることとし、その金額の計算については、政令の定めるところによる。

第三十七條 日本専売公社法施行法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八條 日本電信電話公社法の一部を次のように改正する。

第三十九條 日本国有鉄道法の一部を次のように改正する。

第四十條 日本電信電話公社法の一部を次のように改正する。

第四十一條 日本電信電話公社法の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

(日本国有鉄道法施行法の一部改正)

第三十八条 日本国有鉄道法施行法

(昭和二十四年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三十九条 国家公務員共済組合法

の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第七号の次に次の一号を加える。

七の二 アルコール専売事業特別会計においてその俸給を支弁する職員 通商産業省

第三十四条第一項中「市町村職員共済組合法」を「公共企業体職員共済組合法(昭和三十一年法律

第三号)又は市町村職員共済組合法に、同条第二項中「市町村職員共済組合」を「専売共済組合、国

鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合若しくは市町村職員共済組合に改める。

第四十条 この法律による改正前の日本専売公社法施行法第十一条の規定により旧組合の組合員であつた者は、国家公務員共済組合法第十二条の規定にかかわらず、施行

日から、この法律による改正後の国家公務員共済組合法第二条第二項第七号の二の規定により設けられた共済組合(以下この条において「アルコール専売共済組合」という。)の組合員たる資格を取得する。

2 専売共済組合は、前項の規定に該当する者に係る責任準備金に相当する金額をアルコール専売共済組合に移換しなければならない。

3 前項の責任準備金の計算及び専売共済組合からアルコール専売共済組合への権利義務の移転については、大蔵省令で定める。

第四十一条 この法律による改正前の日本国有鉄道法施行法第六条の規定により旧組合の組合員であつた者は、国家公務員共済組合法第十二条の規定にかかわらず、施行日から、同法第二条第一項の規定により運輸省に設けられた共済組合(以下次項において「運輸省共済組合」という。)の組合員たる資格を取得する。

2 国鉄共済組合は、前項の規定に該当する者に係る責任準備金に相当する金額を運輸省共済組合に移換しなければならない。

3 前項の責任準備金の計算については、大蔵省令・運輸省令で定める。

(船員保険法の一部改正)

第四十二条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「国家公務員共済組合法の下に」、公共企業体職員等共済組合法を加える。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)

第四十三条 厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の下に」、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三号)を加える。

(船員保険特別会計法の一部改正)

第四十四条 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「国家公務員共済組合法の下に」、公共企業体職員等共済組合法を加える。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第四十五条 日雇労働者健康保険法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「又は国家公務員共済組合法」を「国家公務員共済組合法に、若しくは市町村職員共済組合法を、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年

法律第三号)又は市町村職員共済組合法に、同条第二項及び第三項中「又は国家公務員共済組合法若しくは」を「国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法又は」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第四十六条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の下に」「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三号)を加える。

(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第四十七条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「第十七条(組合の給付)及び」を「第十七条(組合の給付)、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三号)第十六条(組合の給付)、

附則第十九条第二項(長期給付に關する規定の適用に關する特例)、第二十一条第二項(役員に關する特例)及び第二十二條(未帰還更新組合員に關する特例)に改める。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第四十八条 未帰還者留守家族等援護法の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「恩給法等との調整」に改め、同条中「場合」の下に「又は公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三号)附則第二十二條の規定による年金の支給があつた場合」を、「当該普通恩給」の下に「又は年金」を加える。

附則に次の一項を加える。

46 未帰還者に關し、公共企業体職員等共済組合法附則第二十二條の規定による年金の給付が行われる場合において、当該年金の給付が始められた月以降の分として留守家族手当又は特別手当が支給されたときは、その支給を受けた者は、その支給された留守家族手当又は特別手当の額に相當する金額を政令で定めるところにより、返還しなければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部改正)

第四十九条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

昭和三十一年四月二十五日 参議院會議録第四十号 公共企業体職員等共済組合法案外一件

第二十四条の二第五項第三号中

〔日本専売公社法第五十一条第一項、日本国有鉄道法第五十七条第一項及び日本電信電話公社法第八十条第一項において準用する場合を含む。〕を削り、同号の次に次の一号を加える。

三の二 公共企業体職員等共済組合法

〔私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正〕

第五十条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中レの次に次のように加える。

ソ 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三号）

（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正）

第五十一条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二ただし書を次のように改める。

但し、左の各号に掲げる共済組合が支給する給付に要する費用は、当該各号に掲げる団体が負担するものとする。

一 専売共済組合 日本専売公社

二 日本電信電話公社共済組合 日本電信電話公社

（国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部改正）

第五十二条 次に掲げる法律の規定中「左の各号」を「第一号」に改め、

「役員又は」を削り、「負担」の下に「するものとし、第二号から第四号までに掲げる共済組合が支給する年金の額の改定に因り増加する費用は、当該各号に掲げる団体が負担」を加え、「日本専売公社法第五十一条第二項に規定する共済組合」を「専売共済組合」に、「日本国有鉄道法第五十七条第二項に規定する共済組合」を「国鉄共済組合」に、「日本電信電話公社法第八十条第二項に規定する共済組合」を「日本電信電話公社共済組合」に改める。

一 国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十六年法律第三十三号）第三条ただし書

二 昭和二十六年法律第三十三号）第三条ただし書

二 昭和二十六年法律第三十三号の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十六年法律第三十八号）第三条ただし書

三 昭和二十七年法律第三十三号の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十八年法律第六十号）第四条ただし書

（昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律の一部改正）

第五十三条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「左の各号」を「第一号」に改め、「役員又は」を削り、「負担」の下に「するものとし、第二号から第四号までに掲げる共済組合が支給する年金の額の改定に因り増加する費用は、当該各号に掲げる団体が負担」を加え、「日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第五十一条第二項に規定する共済組合」を「専売共済組合」に、「日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七條第二項に規定する共済組合」を「国鉄共済組合」に、「日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第八十条第二項に規定する共済組合」を「日本電信電話公社共済組合」に改める。

二項に規定する共済組合」を「専売共済組合」に、「日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七條第二項に規定する共済組合」を「国鉄共済組合」に、「日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第八十条第二項に規定する共済組合」を「日本電信電話公社共済組合」に改める。

二 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第三十一号）第三条ただし書

二 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第三十一号）第三条ただし書

第五十四条 次に掲げる法律の規定中「次の各号」を「第一号」に改め、

「役員又は」を削り、「負担」の下に「するものとし、第二号から第四号までに掲げる共済組合が支給する年金の額の改定に因り増加する費用は、当該各号に掲げる団体が負担」を加え、「日本専売公社法（昭和二十二年法律第二百五十五号）第五十一条第二項に規定する共済組合」を「専売共済組合」に、「日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七條第二項に規定する共済組合」を「国鉄共済組合」に、「日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第八十条第二項に規定する共済組合」を「日本電信電話公社共済組合」に改める。

第八号第六項第六号中（他の法律において準用する場合を含む。）を削り、同項中第六号の三を第六号の四とし、第六号の二を第六号の三とし、第六号の次に次の一号を加える。

六の二 公共企業体職員等共済組合法第六十四条の規定による掛金

(法人税法の一部改正)

第五十六条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「国家公務員共済組合及び同連合会、」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合、」を加える。

(登録税法の一部改正)

第五十七条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条に次の一号を加える。
二十六 専売共済組合、国鉄共済組合又ハ日本電信電話公社共済組合ガ公共企業体職員等共済組合法第四章及第五章ノ規定ニヨル事業ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第五十八条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五条中第六号ノ五の次に次の一号を加える。

六ノ十ノ六 専売共済組合、国鉄共済組合又ハ日本電信電話公社共済組合ノ公共企業体職員等共済組合法ニ基ク給付、

同法第六十三条第一項第二号ノ貸付並ニ同項第三号及第四号ノ事業ニ関スル証書、帳簿

(租税特別措置法の一部改正)

第五十九条 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第七条の十一第一項第一号中「日本専売公社法第五十一条、日本国有鉄道法第五十七条及び日本電信電話公社法第八十条において準用する場合並びに」を削り、「市町村職員共済組合法」を「公共企業体職員等共済組合法、市町村職員共済組合法」に改める。

(地方税法の一部改正)

第六十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「国家公務員共済組合連合会、」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合、」を加える。

第七十二条の五第一項第四号中

「国家公務員共済組合連合会、」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合、」を加える。

第七十二条の十四第一項中

「日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第五十一条、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七条及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第八十条において準用する場合並びに」を削り、「以下本項及び第七十二条の十七第一項但書において同じ、」の下に「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第

号)」、を、「国家公務員共済組合法、」の下に「公共企業体職員等共済組合法、」を加える。
第七十二条の十七第一項中「国家公務員共済組合法、」の下に「公共企業体職員等共済組合法、」を加える。

第七十三条の四第一項第八号中「国民健康保険団体連合会、」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合、」を加える。

第二百六十二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 公共企業体職員等共済組合法の規定によつて退職年金、減額退職年金、退職一時金及び休業手当金(同法附則の規定による給付でこれらに類するものを含む。以下第六百七十二条第四号の二において同じ。)以外の給付として支給を受ける金品

第二百九十六条第一号中

「国家公務員共済組合連合会、」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合、」を加える。

第三百四十八条第二項第十一号の三及び同条第四項中「国家公務員共済組合連合会」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を加える。

第六百七十二条第四号の次に次の一号を加える。
四の二 公共企業体職員等共済組合法の規定によつて退職年金、減額退職年金、退職一時

金及び休業手当金以外の給付として支給を受ける金品

(大蔵省設置法の一部改正)
第六十一条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第六項及び第七十六条第十六号中

「日本専売公社」の下に「及び専売共済組合」を加える。
(運輸省設置法の一部改正)
第六十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第三十号中「日本国有鉄道」の下に「及び国鉄共済組合」を加える。
第二十七条第一項中第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 国鉄共済組合に関すること。
(郵政省設置法の一部改正)
第六十三条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二十二号の二及び第六十条第一項第十二号の二中「及び」の下に「日本電信電話公社共済組合並びに」を加える。

別表第一

損 害 の 程 度	月 数	三 月
一 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき。		
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。		

一	二	三	四	月
住居及び家財の二分の一以上が焼失又は滅失したとき。				
住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。				
住居又は家財の全部が焼失又は滅失したとき。				
住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。				

昭和三十一年四月二十五日 参議院會議録第四十号 公共企業体職員等共済組合法案外一件

一	住居及び家財の三分の一以上が焼失又は滅失したとき。	一月
二	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
三	住居又は家財の二分の一以上が焼失又は滅失したとき。	
四	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一	住居又は家財の三分の一以上が焼失又は滅失したとき。	〇・五月
二	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	

別表第二

一	日本国有鉄道における次に掲げる職
二	連結手
三	機関助手
四	副機関助手
五	線路工手
六	隧道工手
志免鎮業所における坑内作業従事員	

別表第三

組合員期間	日数	組合員期間	日数
二年未満	二〇日	十九年未満	二〇五日
三年未満	四〇日	十年未満	二二〇日
四年未満	六〇日	十一年未満	二二五〇日
五年未満	八〇日	十二年未満	二五五日
六年未満	一〇五日	十三年未満	二八〇日
七年未満	一三〇日	十四年未満	三〇五日
八年未満	一五五日	十五年未満	三三〇日
九年未満	一八〇日	十六年未満	三六〇日
十年未満	二〇五日	十七年未満	三九〇日

別表第四

十八年未満	四二〇日	十九年未満	四八〇日
十九年未満	四五〇日		

一	二
一 両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの	一 両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの
二 両腕の用を全く廃したもの	二 一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの
三 両足の用を全く廃したもの	三 両耳の聴力が、耳鼓に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度に減じたもの
四 両腕を腕関節以上で失つたもの	四 咀嚼又は言語の機能を廃したもの
五 両足を足関節以上で失つたもの	五 脊柱の機能に高度の障害を残すもの
六 前各号に掲げるもののほか、身体に高度の障害を残すもの	六 一腕を腕関節以上で失つたもの
七 前各号に掲げるもののほか、身体に高度の障害を残すもの	七 一足を足関節以上で失つたもの
八 前各号に掲げるもののほか、身体に高度の障害を残すもの	八 一腕の用を全く廃したもの
九 前各号に掲げるもののほか、身体に高度の障害を残すもの	九 一足の用を全く廃したもの
十 前各号に掲げるもののほか、身体に高度の障害を残すもの	十 両腕のすべての指の用を廃したもの
十一 前各号に掲げるもののほか、身体に高度の障害を残すもの	十一 両足をリスフラン関節以上で失つたもの
十二 前各号に掲げるもののほか、身体に高度の障害を残すもの	十二 両足のすべてのあしゆびを失つたもの
十三 前各号に掲げるもののほか、身体に高度の障害を残すもの	十三 前各号に掲げるもののほか、身体に高度の障害を残すもの

級	級
十四	十五
精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの 傷病がなおらないで、身体機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの	十四 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四
一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四
一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四

備考

一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三 指の用を廃したものと、指の末節の半分以上を失ひ、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四 あしゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五 あしゆびの用を廃したものと、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末関節以上を失つたもの又は第一趾関節若しくは第一趾関節（第一趾にあつては足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

別表第五

番号	障害の状態
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの
二	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの
三	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
四	両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が十度以内のもの
五	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
六	一耳の聴力が、耳鼓に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
七	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
八	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
九	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
十	一腕の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
十一	一足の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
十二	一足を三センチメートル以上短縮したもの
十三	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
十四	一腕の二指以上を失つたもの
十五	一腕のひとさし指を失つたもの
十六	一腕の三指以上の用を廃したもの
十七	ひとさし指をあわせ一腕の二指の用を廃したもの
十八	一腕のおや指の用を廃したもの
十九	一足の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの
二十	一足の五趾の用を廃したもの
二十一	前各号に掲げるもののほか、身体機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
二十二	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備考 別表第四の備考と同じ。

別表第六

組合員期間	日数	組合員期間	日数
一年六月以上	二〇日	二年六月以上	四〇日
一年六月未満	一〇日	二年六月未満	三〇日

三 内閣総理大臣等又は十四級以上の職務にある者が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合に、前二号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃

第四十二条中「第二十八条第一項各号の二」を「第二十八条第一項第二号又は第三号」に改める。

別表第一 内国旅行の旅費のうち一

第四十六条第二項を次のように改める。

2 各庁の長は、旅行者がこの法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、大蔵大臣に協議して定める旅費を支給することができる。

車賃、日当、宿泊料及び食卓料の表

区 分	車賃		宿 泊 料		食卓料	
	(一) 日	(二) 夜	(一) 日	(二) 夜	(一) 日	(二) 夜
内閣総理大臣及び最高裁判所長官	九円	五円	甲地方	乙地方	二円	二円
その他の者	八円	四円	二円	二円	二円	二円
十五級の職務にある者	八円	四円	二円	二円	二円	二円
十三級及び十四級の職務にある者	七円	三円	二円	二円	二円	二円
十一級及び十二級の職務にある者	六円	三円	二円	二円	二円	二円
九級及び十級の職務にある者	五円	二円	二円	二円	二円	二円
八級の職務にある者	五円	二円	二円	二円	二円	二円
七級以下の職務にある者	四円	二円	二円	二円	二円	二円

別表第二 外国旅行の旅費のうち二 移転料の表中

鉄道二千キロメートル以上	一一八、〇〇〇円
二二九、八〇〇円	
九四、四〇〇円	
七六、七〇〇円	
六七、八五〇円	
五九、〇〇〇円	

鉄道二千キロメートル以上五千里メートル	未済	鉄道五千キロメートル以上一万里メートル	未済	鉄道一万里キロメートル以上二万里キロメートル	未済	鉄道二万里キロメートル以上三万里キロメートル	未済
一一八、〇〇〇円	一四三、〇〇〇円	一五六、二〇〇円	一六九、四〇〇円	一八二、六〇〇円	一九五、八〇〇円	二〇九、〇〇〇円	二二二、二〇〇円
九四、四〇〇円	一〇四、〇〇〇円	一一三、六〇〇円	一二三、二〇〇円	一三二、八〇〇円	一四二、四〇〇円	一五二、〇〇〇円	一六一、六〇〇円
七六、七〇〇円	八四、五〇〇円	九二、三〇〇円	一〇〇、一〇〇円	一〇八、九〇〇円	一一七、七〇〇円	一二六、五〇〇円	一三五、三〇〇円
六七、八五〇円	七四、七五〇円	八二、六五〇円	九〇、五五〇円	九八、四五〇円	一〇六、三五〇円	一一四、三五〇円	一二二、三五〇円
五九、〇〇〇円	六五、〇〇〇円	七二、〇〇〇円	七八、〇〇〇円	八四、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	九六、〇〇〇円	一〇二、〇〇〇円

改める。

附 則

- この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一項及び第二項第一号の改正規定は、昭和二十一年六月一日から施行する。
- 改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に発する旅行から適用し、同日以前に発した旅行については、なお従前の例による。

〔青木一男君登壇、拍手〕

○青木一男君 たいい議事となりまして公共企業体職員等共済組合法案は、去る四月十三日、本院議員田中啓一君ほか二十九名より発議された法案でございます。

まず、その提案理由について申し上げます。提案者が、この法案の提案の理由として説明するところによりますと、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が、公共企業体へ移行した

際、職員のうちに恩給法の規定が準用されるものと、国家公務員共済組合法の規定が準用されるものとが生じました。一方、恩給制度と共済組合の年金制度とを比較いたしますと、支給条件、支給額等の給付内容が両者はほぼ同程度であるにもかかわらず、恩給法に基づく国庫納付金は、共済組合の長期給付の掛金に比べて著しく低いために、実質的には給与上の差別待遇となっており、職員間に不満を生ぜしめる原因となっておりまして、労務管理の上から考へましても、早急にこのような不均衡と不統一を是正して、一本化した退職年金制度を確立する必要がある、また公共企業体におきましては、その

職務内容も一般公務員とは異なり、現業の業務を主体としておりますので、永年勤続者の退職後の生活を十分保障できるように公共企業体にふさわしい退職年金制度の確立は、健全なる企業経営の面からも早急に必要となつてくるのであります。

次に、公共企業体の職員の共済組合制度につきましては、根本的には社会保障制度全般の問題も考慮しなければならず、また国家公務員の年金制度の問題との関連も考慮する必要がありますが、これらの問題の根本的解決のためには、きわめて広範な調査研究と相当な時日を必要とし、今直ちに結論を見出しがたい状況にありまして、公共企業体の職員の退職年金制度を、これらの根本的解決の日まで現状のまま放置しておくことは許されないもので、現段階における諸般の事情を十分に考慮しつつ、恩給制度と共済組合の年金制度とを統合して、職員間の不均衡と不統一を是正する新しい退職年金制度の急速な実現をはかるため、第二十二回国会に同名の法案を提案いたしました。諸般の事情によりましてこれを撤回し、あらためて今ここに本法案を提案した次第であります。

以上が、本法案の提案の理由であります。以下、この法案の内容の略を申し上げます。第一に、本法案によれば、各公共企業体ごとにそれぞれ共済組合を設け、長期給付、短期給付

及びその他の福祉事業を行うこととしたとして、第二に、恩給と共済組合の長期給付とを統合して、一本化した退職年金制度を全職員に適用することとしたとしており、退職年金は原則として二十年以上組合員であった者が退職したときに支給することとし、その年額は、俸給年額の百分の四十を基礎として、二十年をこえる年数により一定の金額を加算することとしたとしております。なお、遺族年金、一時金及び廃疾年金については、それぞれ所要の規定を設けております。第三に、短期給付については、国家公務員共済組合法のそれと全く同様であります。第四に、長期給付に要する費用は、組合員の在職中の掛金とこれに見合う公社負担金とを基金として積み立て、その積立金と運用益によつてまかなうこととされておりますが、掛金と負担金との割合は、国家公務員共済組合法の負担割合と同じく、四十五対五十五とされております。掛金率は国家公務員共済組合法とはほぼ同程度であります。恩給法の二倍以上となっております。

等には、国家公務員共済組合法による共済組合と大体同様であります。以上、本則の主要点について申し上げますが、以下、経過措置について申し上げます。第一に、年金制度の経過措置においては、過去の職員であった期間は原則としてすべて通算することとされており、第二に、引き続き新制度のもとにおける組合員として期間を通算される者については、この法律が施行される日の前日に恩給法上の退職をしたものとみなし、同日以前の期間にかかる恩給は消滅させることとし、また従前の国家公務員共済組合法による年金は、在職中その支給を停止することとされており、第三に、旧軍人、軍属であった期間は、新年金の組合員期間には通算しないこととし、従来通り恩給法の定めるところにより支給することとされており、第四に、以上の期間通算だけでは既得権を侵害するおそれのあるものについては、年金受給資格について、それぞれ特例を設けることとし、さらに、この法律の施行の際在職する職員であつて、同法の施行の日以前において恩給証書または年金証書を交付されているものについては、従来通りの年金を選択できることとされており、第五に、組合員期間二十年以上の者の退職年金の年額の算定につきましては、当分の間、いわゆる不健康業務加算を認めることとされており、また未帰還職

員については、従来の恩給法の給与と同様の給付を行うこととされており、最後に、この法律の施行の日に在職する公共企業体の職員及び国家公務員とが相互に交流できるように、この法律による給付と、恩給または国家公務員共済組合法による長期給付との調整を講ずることとされており、

内閣委員会におきましては、二回にわたり委員会を開き、本法案の審議に当りました。その審議において、一般公務員の恩給制度と本法案による年金制度との相違の点、公社の負担額及び組合員の掛金額、その他長期収支計画の見通しの点、三公社における福祉事業の現状の点、責任準備金の積立不足額についての補てんの見通しの点等について質疑応答がなされましたが、その詳細は委員会會議録に譲ることといたします。なお、本法案に対する大蔵省当局の所見を求めましたところ、「本法案には反対でない」旨、大蔵省政

府委員より答弁がありました。去る二十日の委員会におきまして、質疑を終り、討論に入りましたところ、島村委員より、「第一に、本制度の運用に当っては、資金上、予算上、将来に禍根を残さないようにすることと、新制度による負担が三公社の経営の上に悪い影響を及ぼすことのないよう十分な措置を講ずること、第二に、本法案の経過規定中、恩給の既得権の一部について選択権に不明瞭な点がある、この点について適当な措置を講ずるよう検討を加えられたことと、第三に、共済組合の福祉事業である消費物資の取り扱いについては、中小企業の実態に十分留意し、これらに圧迫を加えることのないよう万全の注意を払われたこと、以上、三点の希望を付して本案に賛成する」旨の発言がありました。次いで、本法案について採択いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決されました。

以上、御報告申し上げます。次に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案は、国家公務員が国内旅行及び外国旅行を行う場合、その運賃、日当及び宿泊料等の旅費額を実費弁償の建前に即して、実情に沿うよう改訂するため、現行法に所要の改正を加えんとするものであります。改正の要点を申し上げますと、まず、国内旅費につきましては、第一に、鉄道賃及び船賃の級別支給区分が、現行法では、内閣総理大臣等及び十一級以上の職務にある者には一等の、十級以下四級以上の職務にある者には二等の、三級以下の職務にある者には三等の運賃をそれぞれ支給することになっておりますのを、内閣総理大臣等及び七級以上の職務にある者には二等の、六級以下の職務にある者には三等の運賃を支給することに改め、ただ、内閣総理大臣等及び十四級以上の職務にある者が一等車または一等船室を利用する場合に、一等の運賃を支給することとしたしております。第二に、内閣総理大臣等及び十一級以上の職務にある者に対しては、片道三百キロメートル以上の旅行をする場合には、新たに特別二等車料金を支給することとし、第三に、特別急行料金を支給できる旅行を、現行法では片道五百キロメートル以上のものとしておりましたのを、片道三百キロメートル以上のものに改め、第四に、日当、宿泊料及び食料の定額をそれぞれ現行定額の三割増の額に改めております。

次に、外国旅行につきましては、第一に、鉄道賃及び船賃につき、国内旅費の場合に準じて、それぞれの級別支給区分を改めることとし、第二に、航空賃につき現行法では現に支払った運賃によることになっておりましたのを、運賃の等級を二以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、原則として、内閣総理大臣等及び十三級以上の職務にある者に対しては最上級の運賃を、十二級以下の職務にある者に対しては最上級の直近下位の級の運賃を支給することに改め、第三に、移動料の定額につき別表を補正し、鉄道二千キロメートル以上を四段階に区分して、新たにそれぞれの定額を定めることとしたとしており、このほか、その

がある、この点について適当な措置を講ずるよう検討を加えられたことと、第三に、共済組合の福祉事業である消費物資の取り扱いについては、中小企業の実態に十分留意し、これらに圧迫を加えることのないよう万全の注意を払われたこと、以上、三点の希望を付して本案に賛成する」旨の発言がありました。次いで、本法案について採択いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決されました。

次に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案は、国家公務員が国内旅行及び外国旅行を行う場合、その運賃、日当及び宿泊料等の旅費額を実費弁償の建前に即して、実情に沿うよう改訂するため、現行法に所要の改正を加えんとするものであります。改正の要点を申し上げますと、まず、国内旅費につきましては、第一に、鉄道賃及び船賃の級別支給区分が、現行法では、内閣総理大臣等及び十一級以上の職務にある者には一等の、十級以下四級以上の職務にある者には二等の、三級以下の職務にある者には三等の運賃をそれぞれ支給することになっておりますのを、内閣総理大臣等及び七級以上の職務にある者には二等の、六級以下の職務にある者には三等の運賃を支給することに改め、ただ、内閣総理大臣等及び十四級以上の職務にある者が一等車または一等船室を利用する場合に、一等の運賃を支給することとしたしております。第二に、内閣総理大臣等及び十一級以上の職務にある者に対しては、片道三百キロメートル以上の旅行をする場合には、新たに特別二等車料金を支給することとし、第三に、特別急行料金を支給できる旅行を、現行法では片道五百キロメートル以上のものとしておりましたのを、片道三百キロメートル以上のものに改め、第四に、日当、宿泊料及び食料の定額をそれぞれ現行定額の三割増の額に改めております。

次に、外国旅行につきましては、第一に、鉄道賃及び船賃につき、国内旅費の場合に準じて、それぞれの級別支給区分を改めることとし、第二に、航空賃につき現行法では現に支払った運賃によることになっておりましたのを、運賃の等級を二以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、原則として、内閣総理大臣等及び十三級以上の職務にある者に対しては最上級の運賃を、十二級以下の職務にある者に対しては最上級の直近下位の級の運賃を支給することに改め、第三に、移動料の定額につき別表を補正し、鉄道二千キロメートル以上を四段階に区分して、新たにそれぞれの定額を定めることとしたとしており、このほか、その

等には、国家公務員共済組合法による共済組合と大体同様であります。以上、本則の主要点について申し上げますが、以下、経過措置について申し上げます。第一に、年金制度の経過措置においては、過去の職員であった期間は原則としてすべて通算することとされており、第二に、引き続き新制度のもとにおける組合員として期間を通算される者については、この法律が施行される日の前日に恩給法上の退職をしたものとみなし、同日以前の期間にかかる恩給は消滅させることとし、また従前の国家公務員共済組合法による年金は、在職中その支給を停止することとされており、第三に、旧軍人、軍属であった期間は、新年金の組合員期間には通算しないこととし、従来通り恩給法の定めるところにより支給することとされており、第四に、以上の期間通算だけでは既得権を侵害するおそれのあるものについては、年金受給資格について、それぞれ特例を設けることとし、さらに、この法律の施行の際在職する職員であつて、同法の施行の日以前において恩給証書または年金証書を交付されているものについては、従来通りの年金を選択できることとされており、第五に、組合員期間二十年以上の者の退職年金の年額の算定につきましては、当分の間、いわゆる不健康業務加算を認めることとされており、また未帰還職

員については、従来の恩給法の給与と同様の給付を行うこととされており、最後に、この法律の施行の日に在職する公共企業体の職員及び国家公務員とが相互に交流できるように、この法律による給付と、恩給または国家公務員共済組合法による長期給付との調整を講ずることとされており、

内閣委員会におきましては、二回にわたり委員会を開き、本法案の審議に当りました。その審議において、一般公務員の恩給制度と本法案による年金制度との相違の点、公社の負担額及び組合員の掛金額、その他長期収支計画の見通しの点、三公社における福祉事業の現状の点、責任準備金の積立不足額についての補てんの見通しの点等について質疑応答がなされましたが、その詳細は委員会會議録に譲ることといたします。なお、本法案に対する大蔵省当局の所見を求めましたところ、「本法案には反対でない」旨、大蔵省政

府委員より答弁がありました。去る二十日の委員会におきまして、質疑を終り、討論に入りましたところ、島村委員より、「第一に、本制度の運用に当っては、資金上、予算上、将来に禍根を残さないようにすることと、新制度による負担が三公社の経営の上に悪い影響を及ぼすことのないよう十分な措置を講ずること、第二に、本法案の経過規定中、恩給の既得権の一部について選択権に不明瞭な点がある、この点について適当な措置を講ずるよう検討を加えられたことと、第三に、共済組合の福祉事業である消費物資の取り扱いについては、中小企業の実態に十分留意し、これらに圧迫を加えることのないよう万全の注意を払われたこと、以上、三点の希望を付して本案に賛成する」旨の発言がありました。次いで、本法案について採択いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決されました。

次に、外国旅行につきましては、第一に、鉄道賃及び船賃につき、国内旅費の場合に準じて、それぞれの級別支給区分を改めることとし、第二に、航空賃につき現行法では現に支払った運賃によることになっておりましたのを、運賃の等級を二以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、原則として、内閣総理大臣等及び十三級以上の職務にある者に対しては最上級の運賃を、十二級以下の職務にある者に対しては最上級の直近下位の級の運賃を支給することに改め、第三に、移動料の定額につき別表を補正し、鉄道二千キロメートル以上を四段階に区分して、新たにそれぞれの定額を定めることとしたとしており、このほか、その

がある、この点について適当な措置を講ずるよう検討を加えられたことと、第三に、共済組合の福祉事業である消費物資の取り扱いについては、中小企業の実態に十分留意し、これらに圧迫を加えることのないよう万全の注意を払われたこと、以上、三点の希望を付して本案に賛成する」旨の発言がありました。次いで、本法案について採択いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決されました。

次に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案は、国家公務員が国内旅行及び外国旅行を行う場合、その運賃、日当及び宿泊料等の旅費額を実費弁償の建前に即して、実情に沿うよう改訂するため、現行法に所要の改正を加えんとするものであります。改正の要点を申し上げますと、まず、国内旅費につきましては、第一に、鉄道賃及び船賃の級別支給区分が、現行法では、内閣総理大臣等及び十一級以上の職務にある者には一等の、十級以下四級以上の職務にある者には二等の、三級以下の職務にある者には三等の運賃をそれぞれ支給することになっておりますのを、内閣総理大臣等及び七級以上の職務にある者には二等の、六級以下の職務にある者には三等の運賃を支給することに改め、ただ、内閣総理大臣等及び十四級以上の職務にある者が一等車または一等船室を利用する場合に、一等の運賃を支給することとしたしております。第二に、内閣総理大臣等及び十一級以上の職務にある者に対しては、片道三百キロメートル以上の旅行をする場合には、新たに特別二等車料金を支給することとし、第三に、特別急行料金を支給できる旅行を、現行法では片道五百キロメートル以上のものとしておりましたのを、片道三百キロメートル以上のものに改め、第四に、日当、宿泊料及び食料の定額をそれぞれ現行定額の三割増の額に改めております。

次に、外国旅行につきましては、第一に、鉄道賃及び船賃につき、国内旅費の場合に準じて、それぞれの級別支給区分を改めることとし、第二に、航空賃につき現行法では現に支払った運賃によることになっておりましたのを、運賃の等級を二以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、原則として、内閣総理大臣等及び十三級以上の職務にある者に対しては最上級の運賃を、十二級以下の職務にある者に対しては最上級の直近下位の級の運賃を支給することに改め、第三に、移動料の定額につき別表を補正し、鉄道二千キロメートル以上を四段階に区分して、新たにそれぞれの定額を定めることとしたとしており、このほか、その

他の規定につきましても現行法に若干整備をいたしております。なお、本法は、過般衆議院におきまして、附則の一部に修正が加えられて本院に送付されたものでありますことを申し添えておきます。

内閣委員会は、前後五回委員会を開き、山手大蔵政務次官その他政府委員の出席を求めまして本法律案の審議に当りましたが、その質疑応答によつて明らかになった点を申し上げますと、その第一は、内国旅行の場合の六級ないし四級職員の運賃の改正に関する点でありまして、これらの職員が内国旅行を行う場合におきましては、現行法によれば二等運賃を支給されることになっておるのを、今回の改正によりまして三等運賃に切り下げられることとなりますが、この点に関する政府の提案理由の説明におきましては、国家公務員等が内国旅行を行う場合、従来法律の規定に定められた等級より下位の等級によつて旅行を行うことが多いためと述べ、それをこの改正の一つの理由にいたしておりますが、委員会における質疑応答によりまして、大蔵省政府委員より、「この表現は誤解を招くおそれがあり、妥当を欠くからいがあるのでは、これを取り消し、この点についての改正の理由は、一般民間における旅費支給の現状をも考慮し、実情に即した実費弁償の方針に従つたものである」と旨の言明がありました。な

お、この点に關しまして、今回の改正措置によつて、日当及び宿泊料の増額を運賃の等級切り下げによつて補うがために、六級ないし四級の職員に對してしわ寄せされる結果となり、これがため、これら下級職員に不満を生ぜしめる原因となつて、かえつて他に悪影響を及ぼすおそれがあるのではないかと、この点に對しては、昭和三十二年度予算の次に、今回の改正に伴う旅費予算の点であります。昭和三十二年度予算においては、本改正案を前提とした予算は組まれてはいないが、予算上、一般會計において運賃の減額による分が四割五分減、すなわち約十一億円、日当、宿泊料の増額による分が三割増、すなわち約十億円であり、結局この増減がほぼ同額程度であり、政府は既定予算の範囲内においてまかなう方針であること、また日額旅費についても、政府は今回の改正の趣旨に沿つて検討し、実情に沿うよう改正する方針であること等の諸点が質疑応答によつて明らかになりました。なお、このほか地方出張機関の旅費配分の実情、従来の国家公務員の出張の慣行、車賃、日当、宿泊料等の級別区分の問題等につきましても質疑応答が行われましたが、その詳細は委員会の會議録に譲ることといたします。

昨日の委員会におきましては、質疑を終了し、討論に入りましたところ、千葉委員より、「内国旅費における鉄道賃及び船賃については、六級ないし四級の職員の等級の切り下げを行わず、現行通りとする」旨の修正案が提案せられました。「この修正部分を除く原案については、若干の不満の点はありますが、賛成である」旨、なお、この修正部分についての原案に對しては、次のような理由で反対であること、すなわち第一に、「旅費改正についての政府の提案理由は、定められた等級より下位の等級によつて旅行していることが多いといふことであつたが、政府は審議の過程において、この理由を取り消した以上、本案改正の根拠はなくなつたものと思はれるのに、法案撤回の措置がとられなかつたのはまことに遺憾である」旨、第二に、「今回の日当、宿泊料、車賃の改正は、物価の変動、消費水準の上昇等の実情に合ふよう別に別途予算を計上して行ふべきであるのに、運賃の等級を切り下げるによつてその財源を捻出したことは、いたずらに下級公務員にしわ寄せすることになり、了承できない」旨、第三に、「特に下級公務員の運賃について、この改正により四億円の節減を行わんとした事實は、無情な仕打ちであり、また、六級と七級の間に差別をつけた根拠についても承服できる理由が述べられなかつたのは遺憾である」旨、第四に、「政府は日額旅費についても若干の引き上げを考慮すると答弁しながら、その予算措置は何ら行われていない。従来、予算を伴う議員立法に對する大蔵省の態度から見ても、その措置は了承できない」旨の発言がなされました。次いで島村委員より緑風会を代表して、第一に、「車賃、日当、宿泊料等の区分が細分に過ぎて実情に沿わな

い。従来、予算を伴う議員立法に對する大蔵省の態度から見ても、その措置は了承できない」旨の発言がなされました。次いで島村委員より緑風会を代表して、第一に、「車賃、日当、宿泊料等の区分が細分に過ぎて実情に沿わな

い。従来、予算を伴う議員立法に對する大蔵省の態度から見ても、その措置は了承できない」旨の発言がなされました。次いで島村委員より緑風会を代表して、第一に、「車賃、日当、宿泊料等の区分が細分に過ぎて実情に沿わな

もつて原案通り可決すべきものと議決せられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案に對し、討論の通告がござい

もつて原案通り可決すべきものと議決せられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案に對し、討論の通告がござい

昭和三十一年四月二十五日 参議院會議録第四十号 海岸法案

撤回されてしかるべきものと言わなくてはなりません。

反対の第二の理由は、この法律案は、三十一年度予算提出後において企てられたものでありまして、予算案との食い違いについては、本年度内に限り出張旅行等につき規正を加えることを閣議に求め、無理やり予算のつじつまを合わせようとしたものであります。つまりこのやり方は、予算編成当初の各省の出張計画に対し不当な規正をしいる結果となつたか、もしそうでないとするならば、各省従来の出張命令は、不必要なものに對してまで放漫に行われていたかの証拠となるか、そのいずれかであると言わなくてはなりません。さらにまた、予算そのものの食い違いが議員提出法律案にある場合には、寸毫の仮借もなき態度をとつてきた政府みずからが、かかる法案を提出して省みない態度は、まさに思ひ上りもはなはだしいと言わなければなりません。

反対の第三の理由は、その実質的な内容であります。すなわち一般會計のみについて見ましても、普通旅費六十億中、運賃二十五億から、等級の切り下げを行うことによつて十一億一千万円を節約し、これを日当、宿泊料等三割の増額に充当しておくことであります。現行日当、宿泊料等が改訂されました昭和二十七年以来、国民の消費水

準が今日まで三〇%増大しており、経済指標等から言ひましても、この増額は必要不可欠な限度内のものであり、その財源について適正な措置がとらるべきであつたにかかわらず、今回の財源を運賃の切り下げでまかなおうとしたことは、最も安易でかつ独善的で、しかも反証もなければ、調査も行わずに、下位の等級に乗つて公務員が旅費を着服しておるなどと、誹謗をあえて行つた態度に出で、今回の改正の根拠とするがごときは、誠に實められてしかるべきものであると思つております。しかも運賃は下つたが、日当、宿泊料は上つたという条件が、全体に均霑しておるならばとにかく、四、五、六級というみじめな状態にある下級職員に對しては、二等が三等に切り下げられただけという犠牲がしいられおるといふ結果になつておることは、あくまでも了承しがたいものがあるであります。

わが党は、他にも数々の不満を有しながらも、自民、緑風両派の賛同を期待し、次善の策として、せめて四、五、六級の職員に對する二等復元の修正案を提起したのであります。ついに両派の反対という、血も涙もない態度のために成立を見なかつたことは、まことに遺憾な次第であつたことを申し上げて、私の反対討論を終ります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は、終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。これより両案の採決をいたします。まず、公共企業体職員等共済組合法案全部を議題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。本案に賛成

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案全部を議題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第四、海岸法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。建設委員長赤木正雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

海岸法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年四月十日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平君

海岸法案

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 海岸保全区域に関する管理(第五条—第二十四条)

第三章 海岸保全区域に関する費用(第二十五条—第三十七条)

第四章 雑則(第三十八条—第四十条)

第五章 罰則(第四十一条—第四十三条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、もつて国土の保全に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「海岸保全施設」とは、次条の規定により指定される海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設をいう。

2 この法律において「海岸管理者」とは、次条の規定により指定される海岸保全区域について第五条第一項から第四項までの規定によりその管理を行うべき者をいう。

(海岸保全区域の指定)
第三条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要がある

と認めるときは、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定することができる。ただし、河川法(明治二十九年法律第七十一号)第一条に規定する河川、同法第四条に規定する河川の支川若しくは派川若しくは同法第五条の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは河川(以下これを「河川」と総称する)の区域、砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により指定された土地又は森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定による保安林(以下次項において「保安林」という)若しくは同法第四十一条の規定による保安施設地区(以下次項において「保安施設地区」という)については、指定することができない。

2 都道府県知事は、前項ただし書の規定にかかわらず、海岸の保全上特別の必要があると認めるときは、農林大臣に協議して保安林又は保安施設地区の全部又は一部を海岸保全区域として指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度の区域に限つてするものとし、陸地においては満潮時(指定の日の属する年の春分の日における満潮時をいう)の水際線から、水面においては干潮時(指定の日の属する年の春分の日における干潮時をいう)の水際線からそれぞれ五十メートルをこえてしてはならない。ただし、地形、地質、

潮位、潮流等の状況により必要やむを得ないと思はれるときは、それぞれ五十メートルをこえて指定することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により海岸保全区域を指定するときは、主務省令で定めるところにより、当該海岸保全区域を公示するとともに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

5 海岸保全区域の指定又は廃止は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

(指定についての協議)

4 都道府県知事は、港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二十一条第三項に規定する港灣区域(以下「港灣区域」といふ)、同法第三十七条第一項に規定する港灣隣接地域(以下「港灣隣接地域」といふ)若しくは同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域(以下「公告水域」といふ)又は漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)第五条第一項の規定により農林大臣が指定した漁港の区域(以下「漁港区域」といふ)の全部又は一部を海岸保全区域として指定しようとするときは、それぞれ港灣管理者、港灣管理者の長若しくは公告水域を管理する都道府県知事又は農林大臣に協議しなければならない。

2 港灣管理者が前項の規定による協議に応じようとする場合において、当該港灣が港灣法第二条第二項に規定する重要港灣又は同項に

規定する地方港灣で政令で定めるものであるときは、港灣管理者は、あらかじめ運輸大臣の同意を得なければならない。

第二章 海岸保全区域に関する管理

第五節 海岸保全区域の管理は、当該海岸保全区域の存する地域を統括する都道府県知事が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村長が管理することが適當であると認められる海岸保全区域で都道府県知事が主務大臣の承認を得て指定したものについては、当該海岸保全区域の存する市町村の長がその管理を行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、海岸保全区域と港灣区域若しくは港灣隣接地域又は漁港区域とが重複して存するときは、その重複する部分については、当該港灣区域若しくは港灣隣接地域の港灣管理者の長又は当該漁港の漁港管理者である地方公共団体の長がその管理を行うものとする。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、港灣区域若しくは港灣隣接地域又は漁港区域に接する海岸保全区域のうち、港灣管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長の長が管理することが適當であると認められ、かつ、都道府県知事と当該港灣管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長とが協議して定める区域については、当該港灣管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長がその管理を行うものとする。

5 前四項の規定にかかわらず、海岸管理者を異にする海岸保全区域相互にわたる海岸保全施設で一連の施設として一の海岸管理者が管理することが適當であると認められるものがある場合において、第四十条第二項の規定による関係主務大臣の協議が成立したときは、当該協議に基づきその管理を所掌する主務大臣の監督を受ける海岸管理者がその管理を行うものとする。

6 都道府県知事は、第二項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ当該市町村長の意見をきかなければならない。

7 都道府県知事は、第二項の規定により指定をするとき、又は第四項の規定により協議して区域を定めるときは、主務省令で定めるところにより、これを公示するとともに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

8 第二項に規定する指定及び第四項に規定する協議は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

(主務大臣の直轄工事)

第六節 主務大臣は、次の各号の一に該当する場合において、当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、海岸管理者に代つて自ら当該海岸保全施設の施設又は改良に関する工事を施行することができ、この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該海岸管理者の意見をきかなければならない。

一 海岸保全施設の施設又は改良に関する工事の規模が著しく大であるとき。

二 海岸保全施設の施設又は改良に関する工事が高度の技術を必要とするとき。

三 海岸保全施設の施設又は改良に関する工事が高度の機械力を使用し実施する必要があるとき。

四 海岸保全施設の施設又は改良に関する工事が都府県の区域の境界に係るとき。

2 主務大臣は、前項の規定により海岸保全施設の施設又は改良に関する工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、海岸管理者に代つてその権限を行うものとする。

3 主務大臣は、第一項の規定により海岸保全施設の施設又は改良に関する工事を施行する場合においては、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(海岸保全区域の占用)

第七節 海岸管理者以外の者が海岸保全区域(水面及び海岸管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地(以下「次条及び第十一条において「他の土地」といふ)を除く)内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物(以下「次条、第九條及び第十二条において「他の施設等」といふ)を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。

2 海岸管理者は、前項の規定による許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。

3 海岸管理者は、第一項の許可に海岸の保全上必要な条件を附することができる。

第八節 海岸保全区域内における行為の制限

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

(経過措置)

第九節 第三條の規定による海岸保全区域の指定の際現に当該海岸保全区域内において権限に基づき他の施設等を設置(工事中の場合を含む)している者は、従前と同様の条件により、当該他の施設等の設置について第七條第一項又は前条第一項の規定による許可を受けた

ものとみなす。第三条の規定による海岸保全区域の指定の際現に当該海岸保全区域内において橋原に基き前条第一項第一号及び第三号に掲げる行為を行つてゐる者についても、同様とする。

(許可の特例)

第十条 港海法第三十七条第一項又は第五十六条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第七條第一項又は第八條第一項の規定による許可を受けることを要しない。

2 国、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、原子燃料公社又は地方公共団体（港海法に規定する港務局を含む。以下同じ。）が第七條第一項の規定による占用又は第八條第一項の規定による行為をしようとするときは、あらかじめ海岸管理者に協議することを要する。

(白用料及び土石採取料)

第十一条 海岸管理者は、主務省令で定める基準に従い、第七條第一項又は第八條第一項第一号の規定による許可を受けた者から占用料又は土石採取料を徴収することができる。ただし、他の土地における土石の採取については、土石採取料を徴収することができない。

(監督処分及び損失補償)

第十二条 海岸管理者は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却、他の施設等により生ず

べき海岸の保全上の障害を予防するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができ。

一 第七條第一項又は第八條第一項の規定に違反した者

二 第七條第一項又は第八條第一項の規定による許可に附した条件に違反した者

三 偽りその他不正な手段により第七條第一項又は第八條第一項の規定による許可を受けた者

海岸管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、第七條第一項又は第八條第一項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をなし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

二 海岸の保全上著しい支障が生じたとき。

三 海岸の保全上の理由以外の理由に基き公益上やむを得ない必要が生じたとき。

海岸管理者は、前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

前項の規定により損失の補償については、海岸管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

前項の規定による協議が成立しない場合においては、海岸管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。

この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

海岸管理者は、第三項の規定による補償の原因となつた損失が第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

海岸管理者以外の者の施行する工事

第十三条 海岸管理者以外の者が海岸保全施設に関する工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者の承認を受けなければならない。ただし、第六條第一項の規定による場合は、この限りでない。

第十條第二項に規定する者は、前項本文の規定にかかわらず、海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者に協議することをもつて足りる。

海岸管理者は、第一項本文の承認に海岸の保全上必要な条件を附することができる。

(築造の基準)

第十四条 海岸保全施設は、地形、地質、地盤の変動、侵食の状態その他の海岸の状況を考慮し、自重、水圧、波力、土圧及び風圧並びに地震、漂流物等による振動及び衝撃に対して安全な構造のものでなければならない。

2 海岸保全施設の形状、構造及び位置は、前項の規定によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 堤防及び護岸については、イ 高さは、異常高潮位、波高、碎波の状況等を考慮して定めらるること。

ロ のりこう配及び堤防の天ば幅は、堤体の型式及び地盤並びに使用材料の種類及び性質を考慮して定めらるること。

ハ 堤防又は護岸の表のりは、波力に耐え、海水その他による侵食及びまね並びに表のり背面の土砂の流失を防止しりる構造とすること。

ニ 状況により、堤防及び護岸の表のりには波返工を設け、波の洗刷力に耐えるように充分に根入れをし、又はこれに根固工若しくは波力を減殺する施設を設け、堤防及び護岸の天ばには被覆工を施し、かつ、排水工を設け、堤防の裏のりには被覆工、のり尻保護工、根留工若しくは水たき工を施し、又は潮遊びを施すこと。

二 胸壁については、前号に定めるところに準ずること。

三 突堤については、潮流、潮位、風速、風向、漂砂、波高、波向等を考慮して定めらるること。

海岸保全施設には、近傍の土地の利用状況により、ひ門、ひ管、陸こり、えい船道その他排水又は通行のための設備を設けなければならない。

4 海岸保全施設の形状、構造及び位置は、状況により、船舶の運航及び船舶による衝撃を考慮して定めなければならない。

(兼用工作物の工事の施行)

第十五条 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設が道路、水門、物揚場その他の施設又は工作物（以下これを「他の工作物」と総称する。）の効用を兼ねるときは、当該他の工作物の管理者との協議によりその者に当該海岸保全施設に関する工事を施行させ、又は当該海岸保全施設を維持させることができる。

(工事原因者の工事の施行)

第十六条 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は海岸保全施設に関する工事の必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じたその管理する海岸保全施設に関する工事を当該他の工事の施行者又は他の行為者に施行させることができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事又は道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路をいう。以下同じ。）に関する工事であるときは、当該海岸保全施設に関する工事に、当該道路法第二十三条第一項の規定を適用する。

(附帯工事の施行)

第十七条 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設に関する工事により必要を生じた他の工事又はそ

の管理する海岸保全施設に関する工事を施行するため必要を生じた他の工事をその海岸保全施設に関する工事とあわせて施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事若しくは道路に関する工事又は砂防工事（砂防法による砂防工事をいう。以下同じ。）であるときは、当該他の工事の施行については、河川法第二十一条第一項若しくは道路法第二十一条第一項又は砂防法第八条の規定を適用する。

（土地等の立入及び一時使用並びに損失補償）

第十八条 海岸管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、海岸保全区域に関する調査若しくは測量又は海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめその占有者に通知し、他人の占有する土地若しくは水面に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、通知することゝを要しない。

2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地若しくは水面に立ち入りとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地又は水面の占有者に告げなければならない。

3 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地又は水面に立ち入つてはならない。

4 第一項の規定により土地又は水面に立ち入りとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

6 土地又は水面の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

7 海岸管理者は、第一項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8 第十二条第四項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。

9 第四項の規定による証明書の様式その他証明書に關し必要な事項は、主務省令で定める。

（海岸保全施設の施設又は改良に伴う損失補償）

第十九条 土地収用法第九十三条第一項の規定による場合を除き、海岸管理者が海岸保全施設を新設し、又は改良したことに伴い、当該海岸保全施設に面する土地又は水面について、通路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要が

あると認められる場合においては、海岸管理者は、これらの工事をすることを必要とする者（以下この条において「損失を受けた者」という。）の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、海岸管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、海岸管理者が当該工事を施行することを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、海岸保全施設に関する工事の完了の日から一年を経過した後に、おいては、請求することができない。

3 第一項の規定による損失の補償については、海岸管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、海岸管理者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

（海岸保全施設以外の者の管理する海岸保全施設に関する監督）

第二十条 海岸管理者は、その職務の執行に關し必要があると認めるときは、海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に当該海岸保全施設に立ち入り、これを検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第二項の規定による証明書の様式その他証明書に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第二十一条 海岸管理者は、海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設が次の各号の一に該当する場合において、当該海岸保全施設が第十四条の規定に適合しないときは、その管理者に対し改良、補修その他当該海岸保全施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。

一 第十三条第一項本文の規定に違反して工事が施行されたとき。

二 第十三条第一項本文の規定による承認に附した条件に違反して工事が施行されたとき。

三 偽りその他不正な手段により第十三条第一項本文の承認を受けて工事が施行されたとき。

2 海岸管理者は、海岸保全施設が前項各号のいずれにも該当しない場合において、当該海岸保全施設が第十四条の規定に適合しなくなり、かつ、海岸の保全上著しい支障があると認められるときは、その管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。

3 海岸管理者は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4 第十二条第四項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。

5 前三項の規定は、第十条第二項に規定する者の管理する海岸保全施設については、適用しない。

（漁業権の取消等及び損失補償）

第二十三条 都道府県知事は、海岸管理者の申請があつた場合において、海岸保全施設に関する工事を施行するため必要があるときは、海岸保全区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命じなければならない。

2 海岸管理者は、前項の規定による漁業権の取消、変更又はその行使の停止によつて生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない。

3 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十九条第六項から第十四項まで（公益上の必要による漁業権の変更、取消又は行使の停止）の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第九項中「国」とあり、同条第十項中「都道府県知事」とあるのは、「海岸管理者」と読み替へるものとする。

（海岸保全施設の整備基本計画）

第二十三条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、海岸保全施設の整備に關する基本計画を作成し、これを主務大臣に提出するものとする。これを変更したときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の規定による基本計画を作成しようとするときは、関係海岸管理者に協議しなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(海岸保全区域台帳)

第二十四条 海岸管理者は、海岸保全区域台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 海岸管理者は、海岸保全区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

3 海岸保全区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第三章 海岸保全区域に關する費用

(海岸保全区域の管理に要する費用の負担原則)

第二十五条 海岸管理者が海岸保全区域を管理するために要する費用は、この法律及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)並びに他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該海岸管理者の属する地方公共団体の負担とする。

(主務大臣の直轄工事に要する費用)

第二十六条 第六条第一項の規定により主務大臣が施行する海岸保全施設の新設又は改良に要する費用は、国及び当該海岸管理者の属する地方公共団体がそれぞれその二分の一を負担するものとする。

2 前項の場合において、当該海岸保全施設の新設又は改良によつて他の都府県も著しく利益を受ける

ときは、主務大臣は、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該海岸保全施設を管理する海岸管理者の属する地方公共団体の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都府県に分担させることができる。

3 前項の規定により主務大臣が著しく利益を受ける他の都府県に負担金の一部を分担せよとする場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都府県の意見をきかなければならない。

(海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良に要する費用の一部負担)

第二十七条 海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良に關する工事で政令で定めるものに要する費用は、政令で定めるところにより国がその一部を負担するものとする。

2 海岸管理者は、前項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。

3 主務大臣は、前項の承認をする場合には、第一項の規定により国が負担することとなる金額が予算の金額をこえない範囲内でしなければならない。

(市町村の分担金)

第二十八条 第三条の規定により海岸管理者の属する地方公共団体が負担する費用のうち、都道府県である地方公共団体が負担し、かつ、その工事は維持が当該都道府県の区域内の市町村を利用するも

のについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事は維持に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(負担金の納付)

第二十九条 主務大臣が海岸保全施設の新設又は改良に關する工事を施行する場合においては、まず全額国費をもつてこれを施行した後、海岸管理者の属する地方公共団体又は負担金を分担すべき他の都府県は、政令で定めるところにより第二十六条第一項又は第二項の規定に基き負担金を国庫に納付しなければならない。

(兼用工作物の費用)

第三十条 海岸管理者が管理する海岸保全施設が他の工作物の効用を兼ねるときは、当該海岸保全施設の管理に要する費用の負担については、海岸管理者と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

(原因者負担金)

第三十一条 海岸管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた当該海岸管理者の管理する海岸保全施設に關する工事に費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川に關する工事又は道路に關する工事であるときは、当該海岸保全施設に關する工事に費用については、河川法第三十二条第二項又は道路法第五十九条第一項及び第三項の規定を適用する。

(附帯工事に要する費用)

第三十二条 海岸管理者が管理する海岸保全施設に關する工事に必要を生じた他の工事又は当該海岸保全施設に關する工事を施行するため必要を生じた他の工事に要する費用は、第七條第一項及び第八條第一項の規定による許可に附した条件に特別の定めがある場合並びに第十條第二項の規定による協議による場合を除き、その必要を生じた限度において、当該海岸管理者の属する地方公共団体がその全部又は一部を負担するものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川に關する工事若しくは道路に關する工事又は砂防工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第三十二条第一項若しくは道路法第五十八条第一項又は砂防法第十六條の規定を適用する。

3 海岸管理者は、第一項の海岸保全施設に關する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

(受益者負担金)

第三十三条 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設に關する工事によつて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、海岸管理者の属する地方公共団体の条例で定める。

3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百七條第三項及び第四項(分担金)の規定は、前項の規定による条例を制定し、又は改正する場合について準用する。

(負担金の通知及び納入手続等)

第三十四条 前三條の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に關し必要な事項は、政令で定める。

(強制徴収)

第三十五条 第十一條の規定に基き占用料及び土石採取料並びに第三十條、第三十一条第一項、第三十二条第三項及び第三十三条第一項の規定に基き負担金(以下この条及び次条においてこれを「負担金等」と総称する。)を納付しない者があるときは、海岸管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、海岸管理者は、主務省令で定めるところ

により延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、海岸管理者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金等及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等及び延滞金の先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金以外の地方公共団体の徴収金と同順位とする。

4 延滞金は、負担金等に先だつものとする。

5 負担金等及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わないときは、時効により消滅する。

(収入の帰属)

第三十六条 負担金等及び前条第二項の延滞金は、当該海岸管理者の属する地方公共団体に帰属する。(義務履行のために要する費用)

第三十七条 この法律又はこの法律によつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

第四章 雑則

(報告の徴収)

第三十八条 主務大臣は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、都道府県知事及び海岸管

理者に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

(訴訟及び裁定)

第三十九条 次に掲げる処分について不服のある者は、処分があつた日から三十日以内に主務大臣に訴願をすることが出来る。ただし、第三項の規定により土地調整委員会の裁定を申請することが出来る処分については、この限りでない。

一 第七条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可又はこれらの規定による許可を与えないこと。

二 第十二条第一項又は第二項の規定による処分又はこれらの規定による必要な措置の命令

三 第十三条第一項本文の規定による承認又は同項本文の規定による承認を与えないこと。

四 第十六条第一項の規定による工事の施行命令

五 第二十一条第一項又は第二項の規定による必要な措置の命令

六 第三十一条第一項、第三十二条第一項若しくは第三項又は第三十三条第一項の規定による負担の決定

2 第二十二條第一項の規定により都道府県知事とする漁業権に關する処分について不服のある者は、処分があつた日から四十日以内に農林大臣に訴願をすることが出来る。

3 第一項第一号又は第二号に掲げる処分について不服のある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に關するものであるときは、その処分につき

土地調整委員会の裁定を申請することができる。

(主務大臣等)

第四十条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域に關する事項については、運輸大臣

二 漁港区域に係る海岸保全区域に關する事項については、農林大臣

三 第三条の規定による海岸保全区域の指定の際現に国、都道府県、土地改良区その他の者が土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項の規定による土地改良事業として管理している施設で海岸保全施設に該当するものの存する地域に係る海岸保全区域及び同法の規定により決定されている土地改良事業計画に基き海岸保全施設に該当するものを設置しようとする地域に係る海岸保全区域に關する事項については、農林大臣

四 第三条の規定による海岸保全区域の指定の際現に都道府県、市町村その他の者が農地の保全のため必要な事業として管理している施設で海岸保全施設に該当するものの存する地域(前号に規定する地域を除く)に係る海岸保全区域に關する事項については、農林大臣及び建設大臣

五 前各号に掲げる海岸保全区域以外の海岸保全区域に關する事項については、建設大臣

2 前項の規定にかかわらず、主務大臣を異にする海岸保全区域相互にわたる海岸保全施設で一の施設としての主務大臣がその管理を所掌することが適當であると認められるものについては、関係主務大臣が協議して別にその管理の所掌の方法を定めることができる。

3 前項の協議が成立したときは、関係主務大臣は、政令で定めるところにより、成立した協議の内容を公示するとともに、関係都道府県知事及び関係海岸管理者に通知しなければならない。

第五章 罰則

(罰則)

第四十一条 第七条第一項又は第八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十萬円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五萬円以下の罰金に処する。

一 第十八条第六項の規定に違反して土地若しくは水面の立入若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者

二 第二十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第二十条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他

他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。(経過規定)

2 この法律の施行の際現に工事施行中の海岸保全施設に相當する施設の存する地域につき第三条の規定による指定があつた場合において、当該海岸保全区域についての主務大臣たるべき者と現に当該施設の管理を所掌する主務大臣とが異なるときは、第四十条第一項の規定にかかわらず、当該工事の完了するまでの間に限り、現に当該施設の管理を所掌する主務大臣を当該施設についての主務大臣とする。

3 この法律の施行の際現に工事施行中の海岸保全施設に相當する施設の存する地域につき第三条の規定による指定があつた場合において、当該海岸保全区域についての海岸管理者たるべき者と現に当該施設について工事を施行している地方公共団体の長とが異なるときは、第五条第一項から第四項までの規定にかかわらず、当該工事の完了するまでの間に限り、現に当該施設について工事を施行している地方公共団体の長を当該施設についての海岸管理者とする。

(漁港法の一部改正)

4 漁港法の一部を次のように改正する。

第五條第四項中「河川の区域」の下に「又は海岸法(昭和三十一年法律第 号)第三條の規定により指定される海岸保全区域」を、「当該河川を管理する地方行政庁」の下に「又は当該海岸保全区域を管理する海岸管理者」を加える。

(港灣法の一部改正)

5 港灣法の一部を次のように改正する。

第四條第五項中「河川の区域」の下に「又は海岸法(昭和三十一年法律第 号)第三條の規定により指定される海岸保全区域」を、「当該河川を管理する地方行政庁」の下に「又は当該海岸保全区域を管理する海岸管理者」を加える。

(土地収用法の一部改正)

6 土地収用法の一部を次のように改正する。

第三條第十号の次に次の一号を加える。

十の二 海岸法(昭和三十一年法律第 号)による海岸保全施設

全施設

(森林法の一部改正)

7 森林法の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項に次のただし書を加える。

但し、海岸法(昭和三十一年法律第 号)第三條の規定により指定される海岸保全区域については、指定することができない。

第二十五條第二項中「前項」を

「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項但書の規定にかかわらず、農林大臣は、特別の必要があると認めるときは、海岸管理者に協議して海岸保全区域内の森林を保安林として指定することができる。

第二十六條第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第四十條第二項中「第二十五條第二項」を「第二十五條第三項」に改める。

第四十一條に次の一項を加える。

3 第二十五條第一項但書及び第二項の規定は、前二項の指定をしよとする場合に準用する。

この場合において、第二十五條第二項中「森林を保安林として」とあるのは、「森林又は原野その他の土地を保安施設地区として」と読み替へるものとする。

(公衆電気通信法の一部改正)

8 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一百一條第四項中「河川等に関する工事を行う場合」の下に「又は海岸法(昭和三十一年法律第 号)第二條第二項に規定する海岸管理者(以下この条において「海岸管理者」という。)が同条第一項に規定する海岸保全施設(以下この項において「海岸保全施設」という。)に関する工事を行う場合」を加える。

若しくは同法第六條第一項の規定により主務大臣が海岸保全施設に関する工事を行う場合」を加え、同条に次の一項を加える。

7 海岸管理者は、第一項の保護区域内の水面における施設若しくは工作物の設置又は行為の許可については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならぬ。

(砂利採取法の一部改正)

9 砂利採取法(昭和三十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「河川法及びこれに基く命令」を「河川法及び海岸法(昭和三十一年法律第 号)並びにこれらに基く命令」に改める。

(土地調整委員会設置法の一部改正)

10 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第四條中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 海岸法(昭和三十一年法律第 号)第三十九條第三項の規定による異議を裁定すること。

号)に改める。

(農林省設置法の一部改正)

11 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二 農地の保全に係る海岸保全施設に関する事業を実施すること。

第九條第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 農地の保全に係る海岸保全施設に関する事業を実施し、及び監督すること。

第三十六條第八号の次に次の一号を加える。

八の二 農地の保全に係る海岸保全施設に関する事業を実施し、及び監督すること。

(水産庁設置法の一部改正)

12 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第六号の次に次の一号を加える。

六の二 漁港の区域に係る海岸保全区域内における海岸保全施設の新設若しくは改良を行い、又は海岸保全区域の管理並びに海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧を行う者に対する指導監督及び助成に関する事務を処理すること。

第五條中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 漁港の区域に係る海岸保全区域内における海岸保全施設の新設若しくは改良を行い、又は海岸保全区域の管理並びに海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧を行う者に対する指導監督及び助成に関する事務を処理すること。

(運輸省設置法の一部改正)

13 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二 港灣内の海岸保全施設の建設、改良若しくは管理を行い、又はこれらを行う者に対する助成及び監督を行い、その他海岸法(昭和三十一年法律第 号)の施行に関する事務で港灣に関するものを管理すること。

第二十六條第一項第六号を次のように改める。

六 港灣内の海岸保全施設の建設、改良若しくは管理を行い、又はこれらを行う者に対する助成及び監督を行い、その他海岸法の施行に関する事務で港灣に関するものを管理すること。

(建設省設置法の一部改正)

14 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第十一号中「及び海岸堤防(港灣内のもので港灣施設に係るものを除く。以下同じ。)」を削り、同号の次に次の一号を加える。

十一の二 海岸保全施設に関する事業を実施、助成、及び監督し、その他海岸法(昭和三十一年法律第 号)第三條の規定により指定される海岸保全区域については、指定することができない。

十一年法律第 号) の施行
に關する事務を管理すること。
(地方財政の再建等のための公共
事業に係る国庫負担等の臨時特例
に關する法律の一部改正)

15 地方財政の再建等のための公共
事業に係る国庫負担等の臨時特例
に關する法律 (昭和三十一年法律
第 号) の一部を次のように改
正する。

第三条の表中

森林法 (昭和二十六年法律
第二百四十九号) 第四十六
条第二項

三分の二
以内

を

森林法 (昭和二十六年法律第二
百四十九号) 第四十六條第二項
海岸法 (昭和三十一年法律第
号) 第二十六條第一項

三分の二以内	四分の三以内
国及び当該海 岸管理者の属 する地方公共 団体がそれぞ れその二分の 一を	国がその十分 の六を、当該 海岸管理者の 属する地方公 共団体がその 十分の四をそ れぞれ

改める。

「赤木正雄君登壇、拍手」

○赤木正雄君 ただいま議題となりま
した海岸法案につきまして、委員会に
おける審議の経過並びに結果を御報告
申し上げます。

わが国の海岸線の延長は二万五千キ
ロ余りにわたるのでありますが、管理
の責任が明らかでなく、これに十分な
措置がとられておりませんでした。連年
高潮、波浪、侵食、地盤の変動等によ
り災害をこうむっている状態でありま
す。本法案は、かかる事態に対処し
て、海岸の管理の責任を明らかにする
とともに、海岸保全施設の整備、海岸
の保全に支障のある行為の制限等につ
いて規定し、海岸を防護し、国土の保
全に資せんとするものであります。

昭和三十一年四月二十五日 参議院会議録第四十号 海岸法案

協議することになっております。

第二章は、海岸保全区域の管理に
ついての規定であります。まず、海
岸保全区域の管理は、原則として当
該海岸保全区域の存する地域を統括す
る都道府県知事が行うのであります
が、この規定によらず、市町村長、港
湾管理者の長、地方公共団体の長をし
て管理を行わしめる場合もあります。

次に、河川法、道路法等におけると同
様、保全施設が大規模あるいは高度の
技術、機械力等を必要とする工事につ
いては、国がみずから工事を行うこと
ができることになっております。ま
た、保全区域における行為の制限につ
きましては、土砂の採取、土地の掘き
く等、海岸の保全に支障のある行為に
対し、海岸管理者の許可を要すること
といたしております。また、海岸管理
者以外の者の行う工事については、そ
の設計及び実施計画について、あらか
じめ海岸管理者の承認を受けなければ
ならないことになっております。な
お、海岸保全施設の築造の基準の条項
では、地形、地質、地盤の変動、侵食
の状態等を考慮して、自重、水圧、波
力、土圧並びに地震等による振動及び
衝撃に対して安全なる構造を要求して
おります。次に、海岸管理者が海岸保
全施設を新設し、または改良を行う場
合、これに伴う損失を受けた者に対し
ましては、損失補償をしなければなら
ない旨を規定し、同様に保全区域内の

水面に設定せられていた漁業権が制限
された場合にも、これによって生じた
損失の補償をするよう規定してありま
す。また、都道府県知事は、関係海岸
管理者と協議の上、海岸保全施設に關
する整備基本計画を作成し、主務大臣
に提出することになっております。

第三章は、費用に關する規定であり
ます。すなわち、海岸保全区域の管理
に要する費用については、河川法にお
けると同じく、原則として海岸管理者
の属する地方公共団体の負担としたし
ております。主務大臣が行う直轄工事
に要する費用については、国がその二
分の一を負担するとともに、地方公共
団体の負担すべき額のうち、一部を受
益する他の都道府県に分担させること
ができることになっております。次
に、海岸管理者が行う保全施設の新設
または改良に要する費用については、
国がその一部を負担することにし、そ
の対象となる工事及び負担割合につ
いては、政令をもって規定することに
なしてあります。保全施設の工事また
は維持を行うために要する費用を都道
府県が負担する場合においては、当該
都道府県は、その工事または維持によ
り受益する市町村から分担金を徴収し
得る道を講じております。その他兼用
工作物に關する費用、原因者負担金、
付帯工事に要する費用等を規定してお
ります。

第四章は、雑則であります。本章
において主務大臣等を規定してありま
す。すなわち港湾区域等にかかる海岸
保全区域は運輸大臣、漁港区域にかか
るものは農林大臣といたしてありま
す。また、土地改良事業に關するもの
は原則として農林大臣、その他の農地
保全に關するものは農林、建設両大臣
の共管とし、以上のほかはすべて建設
大臣といたしてあります。また、その
所管が重複するものにつきましては、
関係大臣の協議により、その所管を定
めることができることといたしてあり
ます。

第五章は、必要な罰則を規定いたし
てあります。

本法案は、三月二十七日、本委員会
に付託され、建設、農林、運輸各省の
当事者に対し質疑を行なってきたので
あります。そのおもなる点は、海岸保
全区域の指定の基準、国の直轄工事に
要する費用の負担、築造基準の細部規
定、関係各省間における事務の調整、
漁業権補償等に關するものでありま
す。

本法案は、四月二十四日、質疑を終
り、討論に入りましところ、田中委
員から、日本社会党を代表して、「本
法の実施に當つては、各省が熱意を
もって円滑に行うよう要望して賛成す
る」、次に、石井委員から、自由民主
党を代表して、「本案に賛成するもの
であるが、保全施設の築造基準につ

昭和三十一年四月二十五日 参議院會議録第四十号 海岸法案

いは、建設、農林、運輸三省の間に統一したものを作成するよう要望する」との発言がありました。

討論を終り、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 議員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。本日は、これにて散会いたします。

午後零時十一分散会

○本日の会議に付した案件

一、日程第一 租税特別措置法の一部を改正する法律案

一、日程第二 公共企業体職員等共済組合法案

一、日程第三 国家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案

一、日程第四 海岸法案

出席者は左の通り。

議長

松野 鶴平君

副議長

重宗 雄三君

議員

加賀山之雄君

井野 碩哉君

梶原 茂嘉君

赤木 正雄君

山川 良一君

三浦 辰雄君

村上 義一君

中山 福蔵君

前田 久吉君

竹下 豊次君

豊田 雅孝君

佐藤 尚武君

島村 軍次君

小林 武治君

河野 謙三君

加藤 正人君

後藤 文夫君

武藤 常介君

伊能 繁次郎君

井上 清一君

大谷 肇清君

小澤久太郎君

伊能 芳雄君

佐藤清一郎君

青柳 秀夫君

仁田 竹一君

有馬 英二君

白川 一雄君

吉田 萬次君

菊田 七平君

木村 守江君

田中 啓一君

中川 幸平君

高橋進太郎君

榊原 亨君

上原 正吉君

鹿島守之助君

木島 虎蔵君

藤野 繁雄君

宮田 重文君

西川 甚五郎君

三浦 義男君

谷口 弥三郎君

館 哲二君

左藤 義詮君

寺尾 豊君

石原 幹市郎君

鶴見 祐輔君

中山 壽彦君

西田 隆男君

青木 一男君

苦米地義三君

津島 壽一君

斎藤 昇君

大野 木秀次郎君

大谷 賛雄君

佐野 廣君

雨森 常夫君 白井 勇君
横山 フク君 高橋 衡君
最上 英子君 寺本 廣作君
小瀧 彬君 青山 正一君
高野 一夫君 横川 信夫君
松岡 平市君 野本 品吉君
川村 松助君 堀 末治君
中川 良良君 笹森 順造君
黒川 武雄君 小林 英三君
一松 定吉君 木村 篤太郎君
石坂 豊一君 久保 等君
清澤 俊英君 安部 キミ子君
岡 三郎君 海野 三朗君
河合 義一君 三輪 貞治君
三木 與吉郎君 小西 英雄君
井村 徳二君 岡崎 眞一君
三橋 八次郎君 小笠原 三三男君
小柳 牧衛君 川口 爲之助君
竹中 勝男君 内村 清次君
赤松 常子君 木内 四郎君
深水 六郎君 古池 信三君
山下 義信君 藤原 道子君
井上 知治君 草葉 隆圓君
村尾 重雄君 佐多 忠隆君
市川 房枝君 八木 幸吉君
石川 清一君 江田 三郎君
亀田 得治君 小林 亦治君
小松 正雄君 吉田 法晴君
大和 与一君 加瀬 完君
藤田 進君 湯山 勇君
千葉 信君 近藤 信一君
田畑 金光君 大倉 精一君
永岡 光治君 阿具根 登君

天田 勝正君 秋山 長造君
羽生 三七君 中田 吉雄君
森下 政一君 岡田 宗司君
戸叶 武君 三木 治朗君
國務大臣
大蔵大臣 一萬田 尚登君
建設大臣 馬場 元治君

参議院會議録第三十八号正誤

頁 段 行 誤 正
五五九 一括議題と一括して議
せる 題とする

参議院會議録第三十九号正誤

頁 段 行 誤 正
五六一 付帯法案 付帯決議案

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一冊 十五円

(雑誌料外)

発行所 東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三一(電報掛)